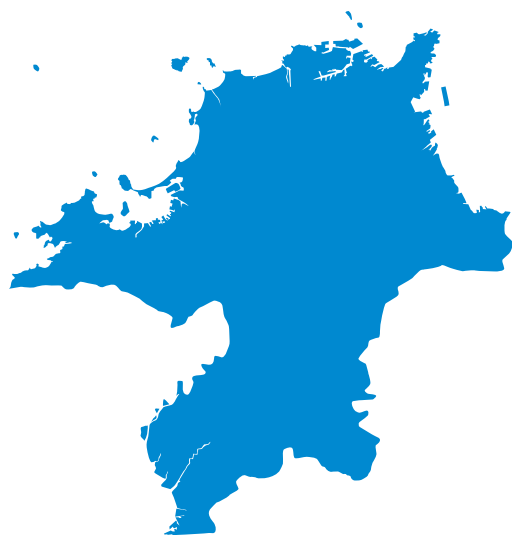


福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強い

安全・安心な

福岡のまちづくり





# 《 《 《 目 次 》 》 》

## 第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

I. 計画策定の目的	2
II. 耐震化を取り巻く社会動向	2
III. 計画の位置付け	6

## 第2章 福岡県における耐震化の課題

I. 想定される地震規模と被害の想定	8
II. 耐震化の現状	14
III. 耐震化の取り組み状況と課題	19

## 第3章 建築物耐震改修促進計画

I. 耐震化の目標	22
1. 目標設定の考え方	22
2. 耐震化目標の設定	23
II. 計画の骨子	24
1. 耐震化の基本方針	24
2. 施策の体系	24
III. 施策の概要	25
1. 公共建築物の耐震化	25
2. 民間特定建築物の耐震化	30
3. 住宅の耐震化	33
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	39
5. 耐震改修促進に向けた指導等	45
6. 耐震改修促進に資するその他の施策	48
7. 市町村の取り組みの促進	53

## 第4章 計画の実現に向けて

I. 関係主体の役割分担	58
II. 計画の進行管理	59

## 別表

大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物	61
--	----

## 資料編

I. 耐震改修促進法	66
II. 県内市町村の補助制度の概要	91
III. 福岡県建築物耐震改修促進計画改定検討委員会	106
IV. 用語解説	109





## 第1章 建築物耐震改修促進計画の趣旨

## I. 計画の背景と目的

福岡県耐震改修促進計画は、地震による建築物倒壊などの被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号以下「耐震改修促進法」という。）に基づき平成19年3月に策定した。

その後、平成25年11月に改正法が施行され、不特定多数の人が利用する大規模な建築物に対する耐震診断の義務付けやその結果の公表による建築物の耐震改修の促進に向けた取組みが強化されたことから平成28年4月に本計画を改定した。

平成28年4月の熊本地震や平成30年6月の大阪府北部地震などの大地震の発生や、平成31年1月の耐震改修促進法施行令の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向も踏まえた計画とするため、令和3年3月に本計画を一部改めた。

令和3年12月の国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改正や国土強靱化年次計画2022などによる耐震化の目標を踏まえた計画とするため、令和5年10月に本計画を一部改めた。

## II. 耐震化を取り巻く社会動向

### 1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると次頁のとおりとなる。

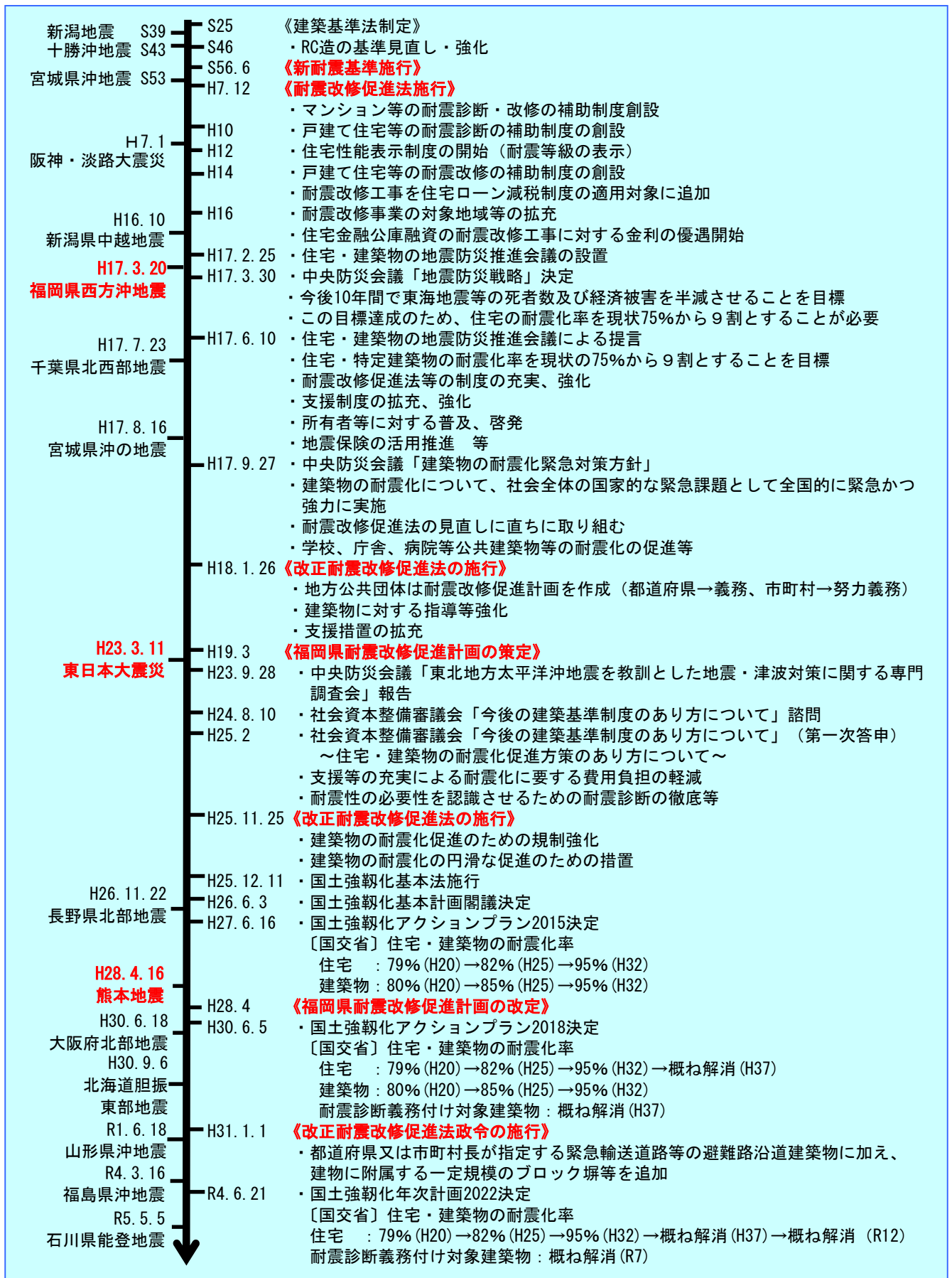
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年の東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に同法施行令が改正され現在に至っている。

主な地震

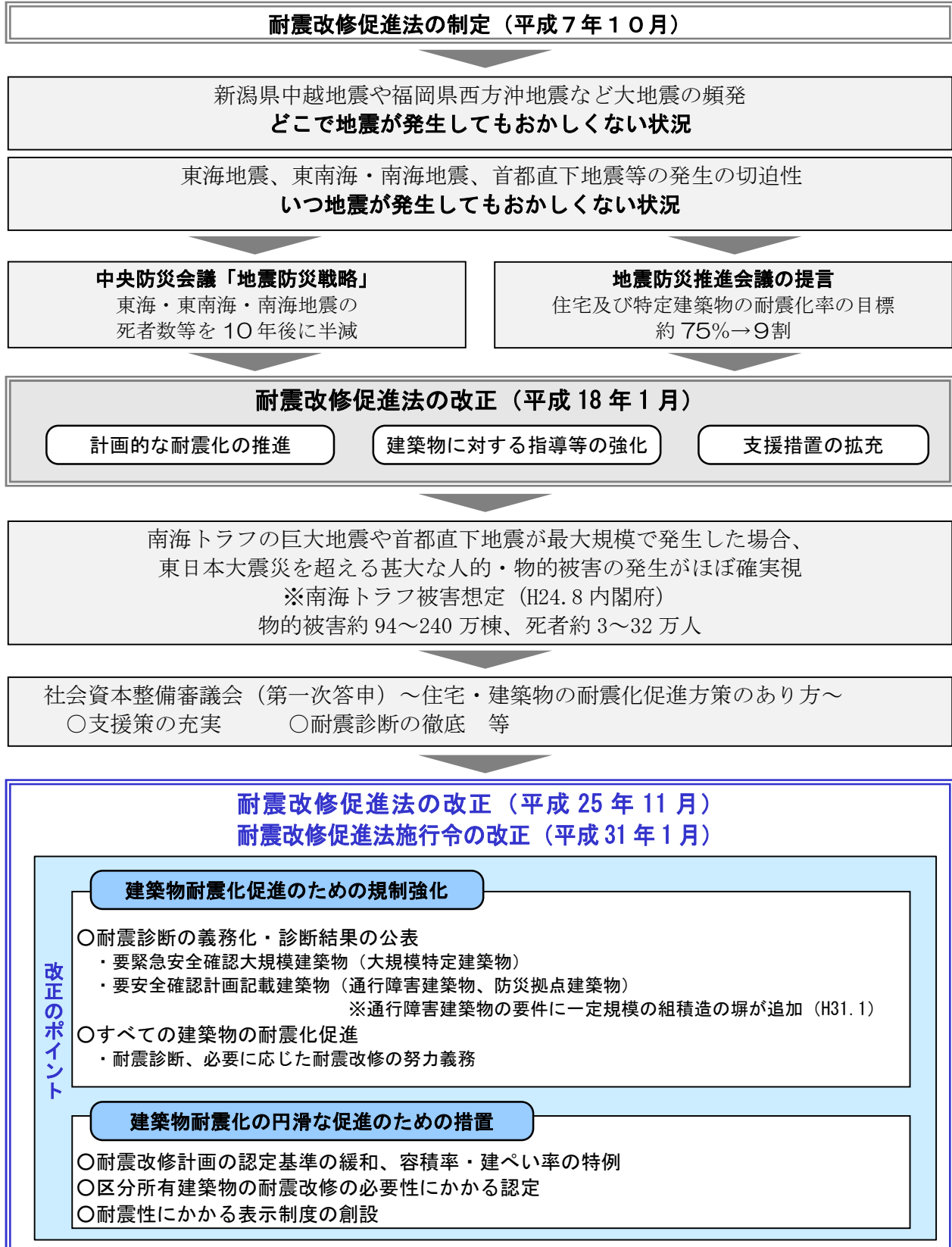
施策の変遷



## 2) 耐震改修促進法改正の概要

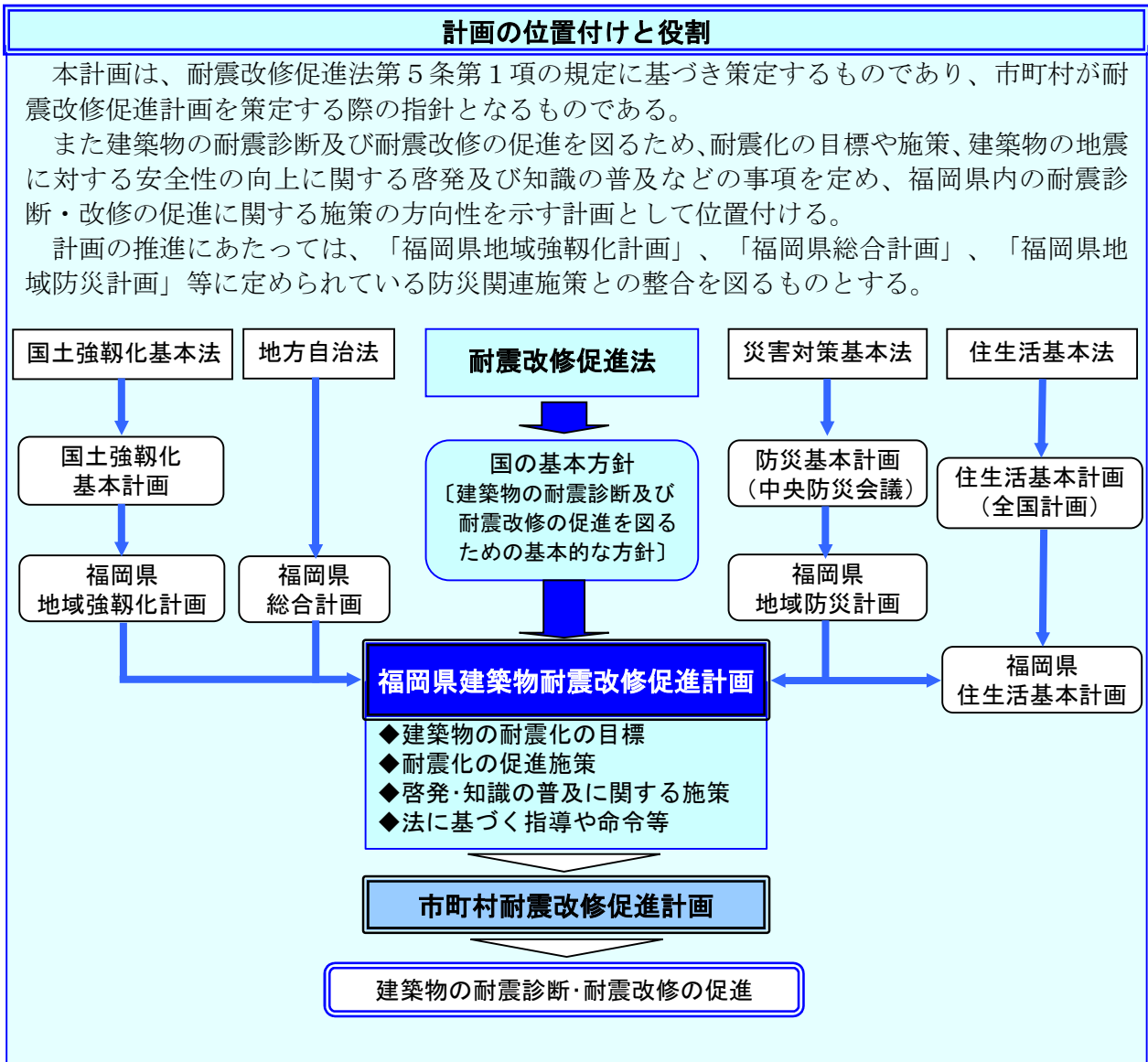
南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」を目的として、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行された。

また、平成30年6月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物に建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成31年1月より施行されている。

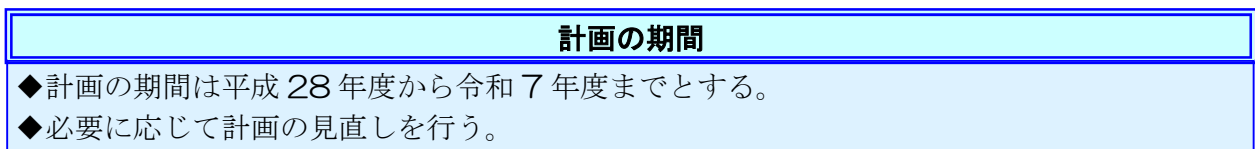


### III. 計画の位置付け

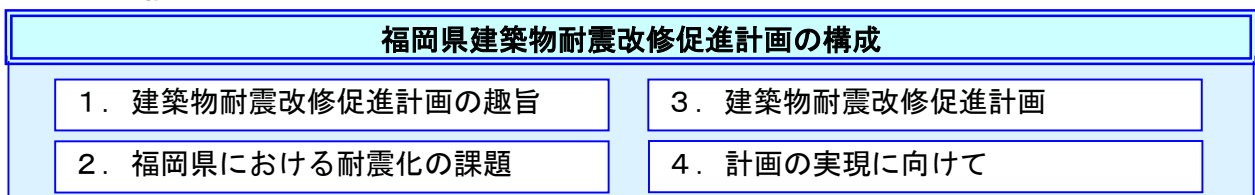
#### 1) 位置付けと役割



#### 2) 計画の期間



#### 3) 計画の構成



## 第2章 福岡県における耐震化の課題



# I. 想定される地震規模と被害の想定

## 1) 想定される地震の概要

### (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震が直近の大きな地震である。

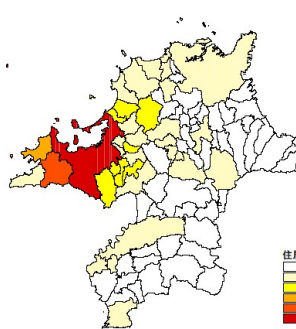
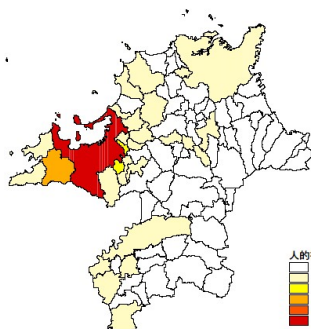
年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近(糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破壊13、神社破壊8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡吉岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5:宮崎、人吉 震度4:福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3 福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5:大分 震度4:福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4:福岡 震度3:飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4:久留米 震度3:夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3:久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱:福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

福岡県西方沖地震による被害は概ね以下のとおりであった。

	人的被害(人)				住家被害(棟)		
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
		小計	重傷	軽傷			
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756
(うち玄界島)		19	10	9	107	46	61

※【福岡県消防防災安全課調べ】(平成18年1月)

- ◆福岡県における被害の状況は上表のとおりであり、福岡市における人的被害として、死者1名・負傷者1,038名が報告されている。なお、死者の発生原因についてはブロック塀の倒壊によるものである。
- ◆住宅についても福岡市の被害が甚大であり、特に玄界島では全壊棟数が107棟となっている。
- ◆また、窓ガラスの破損・落下による通行人への被害が発生するとともに、エレベーターの閉じこめによる被害が多数報告されている。



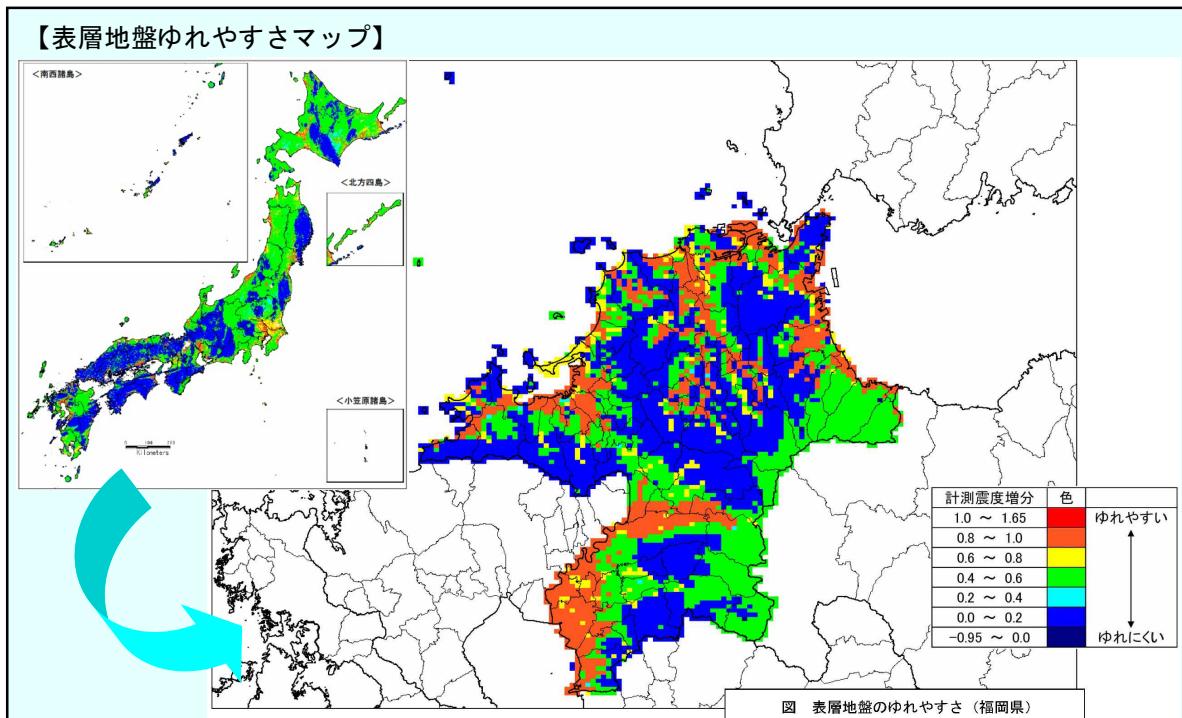


## (2) 福岡県の表層地盤のゆれやすさ

内閣府では、全国を1 km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表した「ゆれやすさマップ」を作成している。

平野や川に沿った地域では、表層地盤がやわらかいためゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることが分かる。ゆれやすさマップは表層地盤の軟らかさを基に推定したものであるが、その軟らかさは地形の成り立ちや特徴によって細かく区分した資料（微地形区分）や、地質調査資料から推定している。

全国及び福岡県の表層地盤のゆれやすさの状況は以下のとおりである。



出典：内閣府防災担当（都道府県別表層地盤のゆれやすさマップ）

- ◇ 福岡県における表層地盤のゆれやすさは、警固断層をはじめとする活断層が存在する地域や有明海沿岸等の軟弱地盤の存在する地域で高い結果となっている。

### 【表層地盤のゆれやすさとは】

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所において、地震防災への意識向上とそれに基づく効果的な対策を進めるための基礎資料として活用できるよう「地震ハザードステーション（J-SHIS）」が整備されており、新しいデータに基づいて毎年「全国地震動予測地図」が更新されている。

なお、福岡県地域防災計画においては、県が行ったより詳細な「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果に基づき地震被害想定を行っている。

### (3) 福岡県地域防災計画における想定地震

福岡県では、平成24年3月の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき「福岡県地域防災計画」において、地震被害想定の見直しを行い、想定地震を以下のとおり示している。

**【想定地震】**

- 県内に存在する6つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市）の4つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード8の地震を想定。
- 想定地震の震源断層の位置及びパラメータは以下のとおり。

震源断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部への 延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
パラメータ										
震源断層の長さ(km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6.0
震源断層 の深さ(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

(地表に活断層が表れていない地域)・各市町村の直下 10km ・想定マグニチュード 6.9

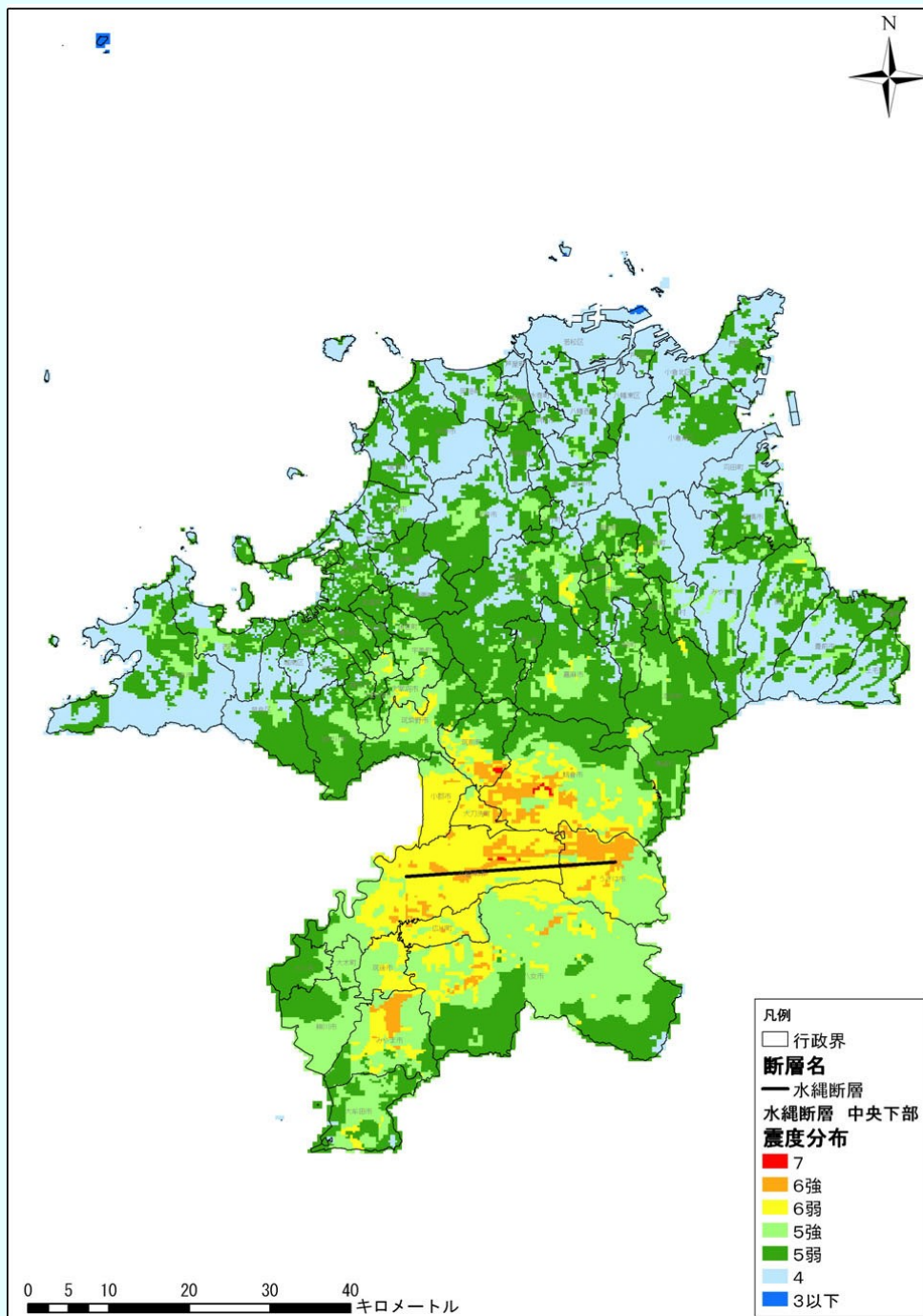
- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。



出典：福岡県地域防災計画

【水縄断層（中央下部）に関する地震動分布】

- 水縄断層中央下部が活動した場合には、多大な被害の発生が予想される。下図に想定マグニチュード7.2のケースの地震動分布を示す。
- 地震動の分布については、久留米市の一部などで震度7が予測され、震度6強の地域も筑後地方を中心に広い範囲に及んでいる。



出典：福岡県地域防災計画、地震に関する防災アセスメント調査報告書

◇ 地震動分布については、国土基盤図5次メッシュ（250mメッシュ）をベースとして作成している。



## 2) 想定される被害の状況

福岡県地域防災計画における想定震源断層のうち、警固断層南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層の4つの想定震源断層について地震が発生した場合、以下のとおり被害規模等が算出されている。

### 【建物被害の概要】

- 水縄断層中央下部のケースで全壊棟数が最も多く、全壊・半壊を足すと約37,000棟にのぼると予測されている。
- 建物被害は、特に木造建物の全壊が多い結果となっている。

約37,000棟

【被害等総括表】

想定項目		震源断層				
		小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層 南東部 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)	
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	6,504	12,526	16,291	23,951
		非木造	603	855	1,676	1,621
		計	7,107	13,381	17,967	25,572
	半壊 (中破)	木造	5,458	12,655	12,864	10,251
		非木造	795	1,169	2,157	1,304
		計	6,253	13,824	15,021	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道	1,079	2,853	2,993	1,947	
	下水道	331	200	650	517	
	都市ガス管	123	23	159	33	
	配電柱	54	100	141	164	
	電話柱	42	88	140	144	
	道路	高速道路*1 (km)	78	52	120	103
		国県道路	71	176	155	152
	鉄道	163	365	346	263	
湾岸係留施設 (km)	66.3	91.9	62.5	30.9		
火災	炎上出火 (件数)	26	53	74	95	
	延焼による焼失 (棟数)	4	6	10	20	
人的被害 (人)	死者	486	844	1,183	1,482	
	負傷者	6,634	21,678	22,508	23,254	
	要救出者	3,946	3,967	7,160	6,700	
	要後方医療 搬送者数	664	2,165	2,252	2,327	
	避難者数	22,899	23,025	41,425	39,713	

\*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

\* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

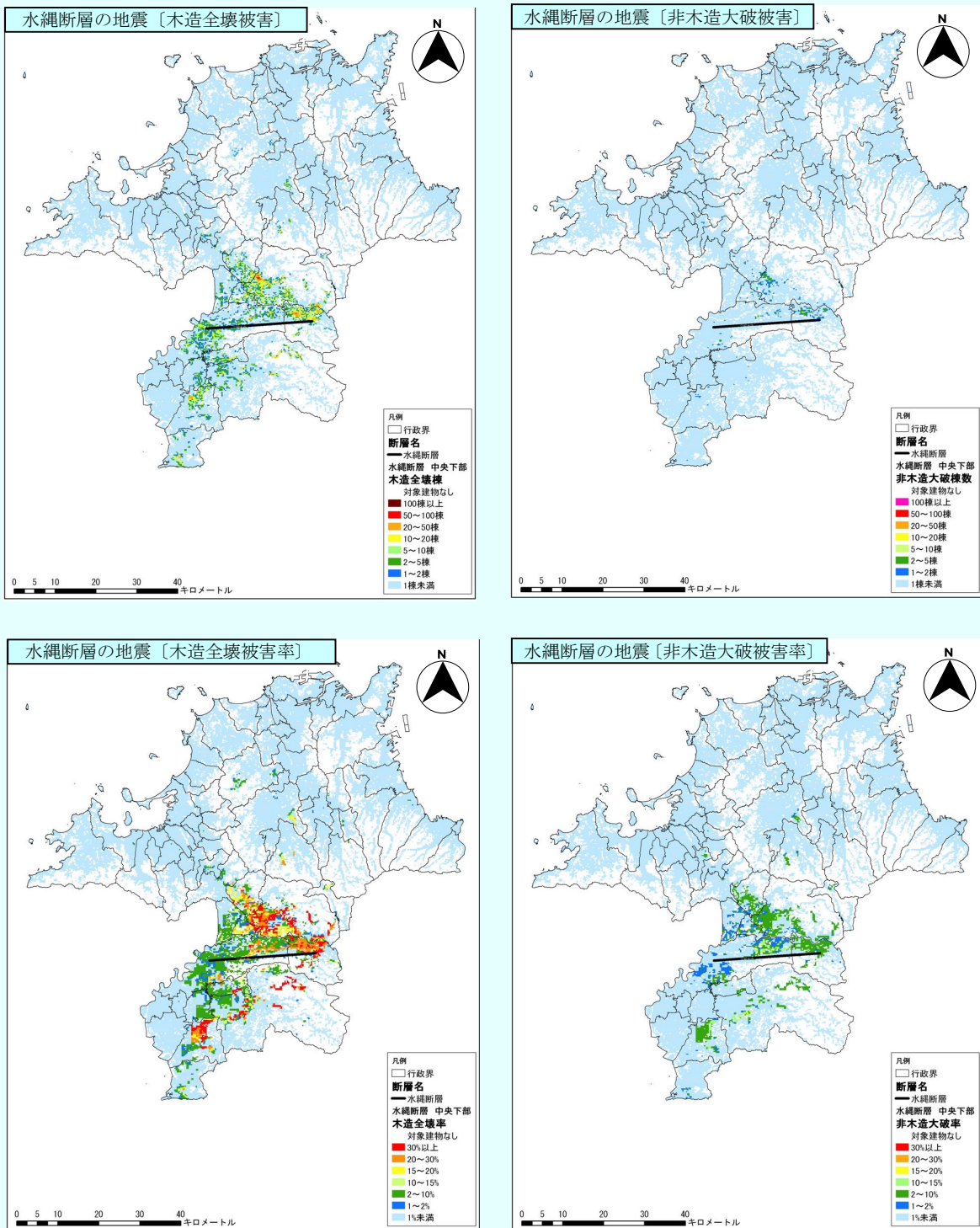
出典：福岡県地域防災計画

◇ 建物被害想定は、建築物の固有周期に着目して、建築物に作用する地震力と建築物強度を比較することで行っている。具体的には、個々の建築物の構造・階数・建築年のデータを用いて250mメッシュ毎に算出している。

【水縄断層中央下部（M=7.2）建物被害分布】

- 建物被害は、木造建物の全壊が約 24,000 棟、半壊が約 10,300 棟、非木造建物の全壊が約 1,600 棟、半壊が約 1,300 棟と予想されている。
- 被害は地震動が強い地域に集中している。

【建物被害分布】

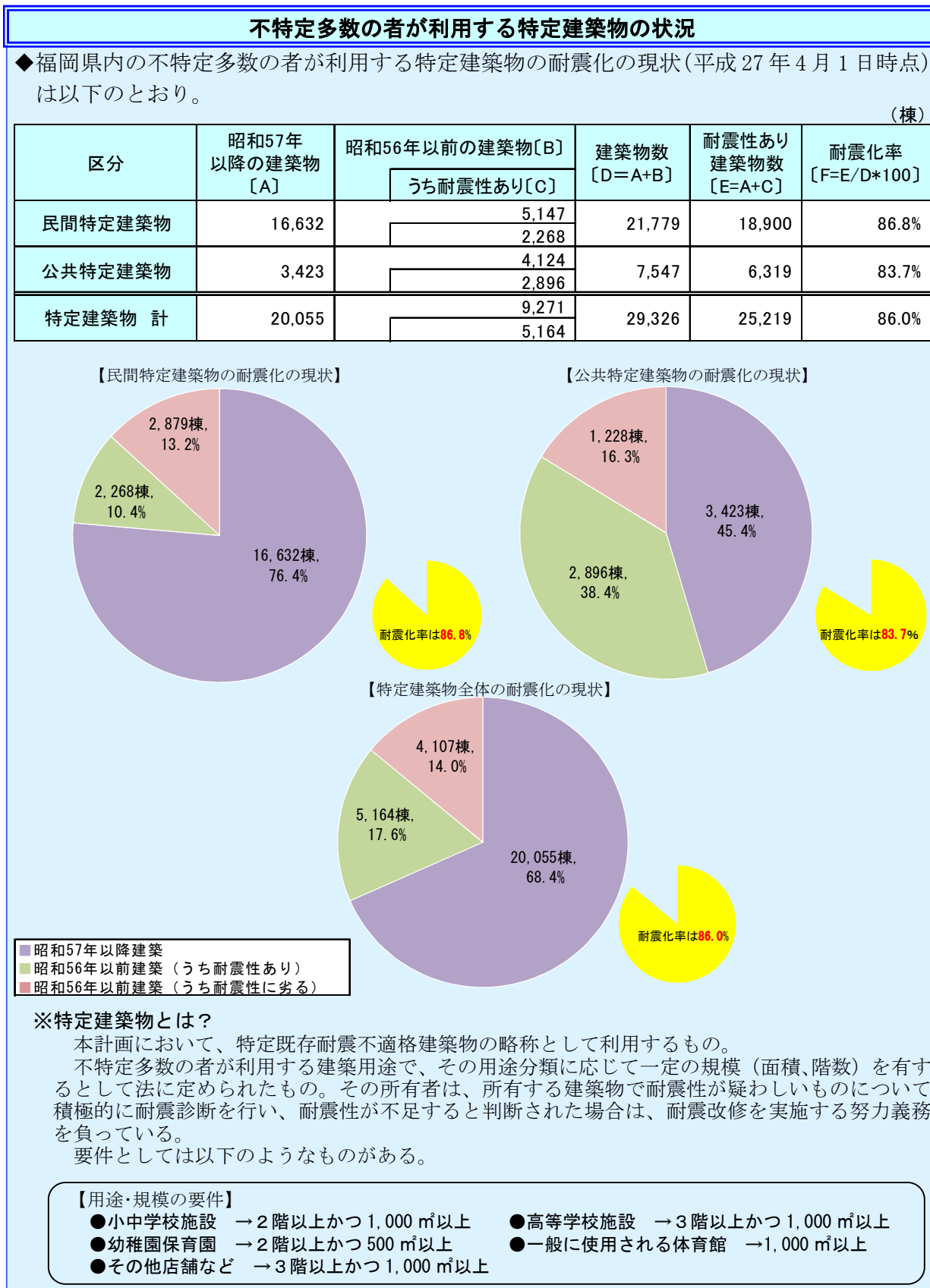


出典：福岡県地域防災計画、地震に関する防災アセスメント調査報告書

## II. 耐震化の現状

### 1) 特定建築物の耐震化の状況

#### (1) 不特定多数の者が利用する特定建築物



不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別の状況

◆福岡県内の不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別並びに公共・民間区別の耐震化の現状（平成27年4月1日時点）は以下のとおり。

(棟)

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	S57以降棟数	S56以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
①	庁舎、警察署、消防署	公共	168	85	83	35	48	71.4%
		民間	0	0	0	0	0	-
		小計	168	85	83	35	48	71.4%
②	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	公共	65	35	30	12	18	72.3%
		民間	1	0	1	0	1	0.0%
		小計	66	35	31	12	19	71.2%
③	小中学校等、病院、体育館、集会所等、幼稚園等	公共	3,138	1,282	1,856	1,405	451	85.6%
		民間	2,226	1,345	881	447	434	80.5%
		小計	5,364	2,627	2,737	1,852	885	83.5%
④	老人ホーム、福祉施設等	公共	57	27	30	17	13	77.2%
		民間	794	700	94	36	58	92.7%
		小計	851	727	124	53	71	91.7%
⑤	ポーリング場等、劇場等、展示場等、ホテル等、博物館等、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店等、理髪店等	公共	67	37	30	11	19	71.6%
		民間	2,237	1,590	647	295	352	84.3%
		小計	2,304	1,627	677	306	371	83.9%
⑥	卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等	公共	4,040	1,946	2,094	1,416	678	83.2%
		民間	15,765	12,263	3,502	1,483	2,019	87.2%
		小計	19,805	14,209	5,596	2,899	2,697	86.4%
⑦	公共用交通施設、駐車場等	公共	12	11	1	0	1	91.7%
		民間	156	134	22	7	15	90.4%
		小計	168	145	23	7	16	90.5%
合計		公共	7,547	3,423	4,124	2,896	1,228	83.7%
		民間	21,779	16,632	5,147	2,268	2,879	86.8%
		小計	29,326	20,055	9,271	5,164	4,107	86.0%

- ◇ 特定建築物数を用途別にみると「⑥卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」が19,805棟で最も多く、全体の約7割を占めている。公共・民間の区別の割合は、それぞれ25.7%、74.3%となっている。
- ◇ 用途別では、棟数が多い「⑥卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」や「④老人ホーム、福祉施設等」「⑦公共用交通施設、駐車場等」の耐震化率が高い状況である。
- ◇ 公共・民間の区分では、民間の特定建築物のS57以降の棟数割合が高いため、耐震化率が86.8%で公共の特定建築物に比べて高くなっている。

(2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物

危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の状況

◆福岡県内の危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の棟数は以下のとおり。

危険物貯蔵・処理施設の棟数

1,157棟



## (3)地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

## 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の考え方

## ◆対象建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

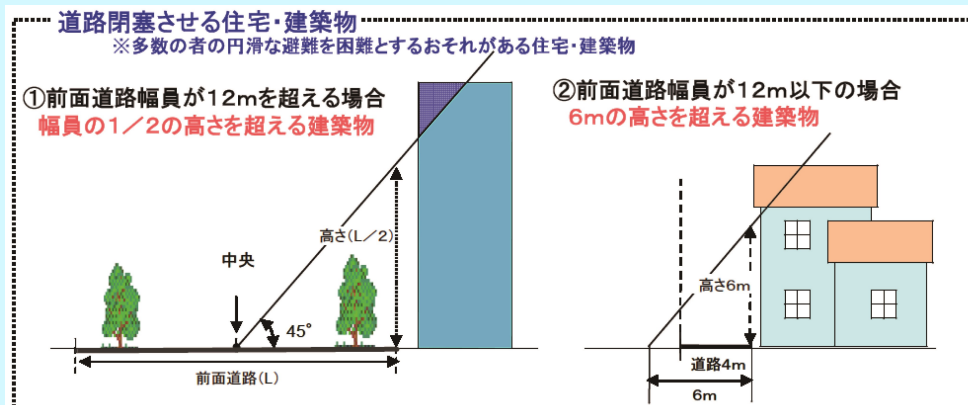
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第 4 条に規定される建築物が該当する。

## 【通行障害建築物の要件】

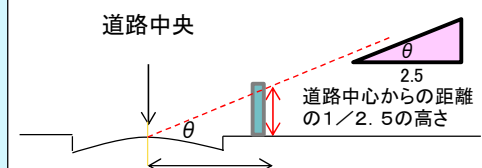
## ◇耐震改修促進法施行令 第 4 条

法第 5 条第 3 項第 2 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
  - イ 12メートル以下の場合 6メートル
  - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2分の1 に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが 25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2分の1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



## 通行障害建築物の対象となる組積造の塀



## ◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定により、福岡県建築物耐震改修促進計画において指定する道路は、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 26 年 11 月見直し）に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路ネットワークとする。

## ◇耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号「〔都道府県耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

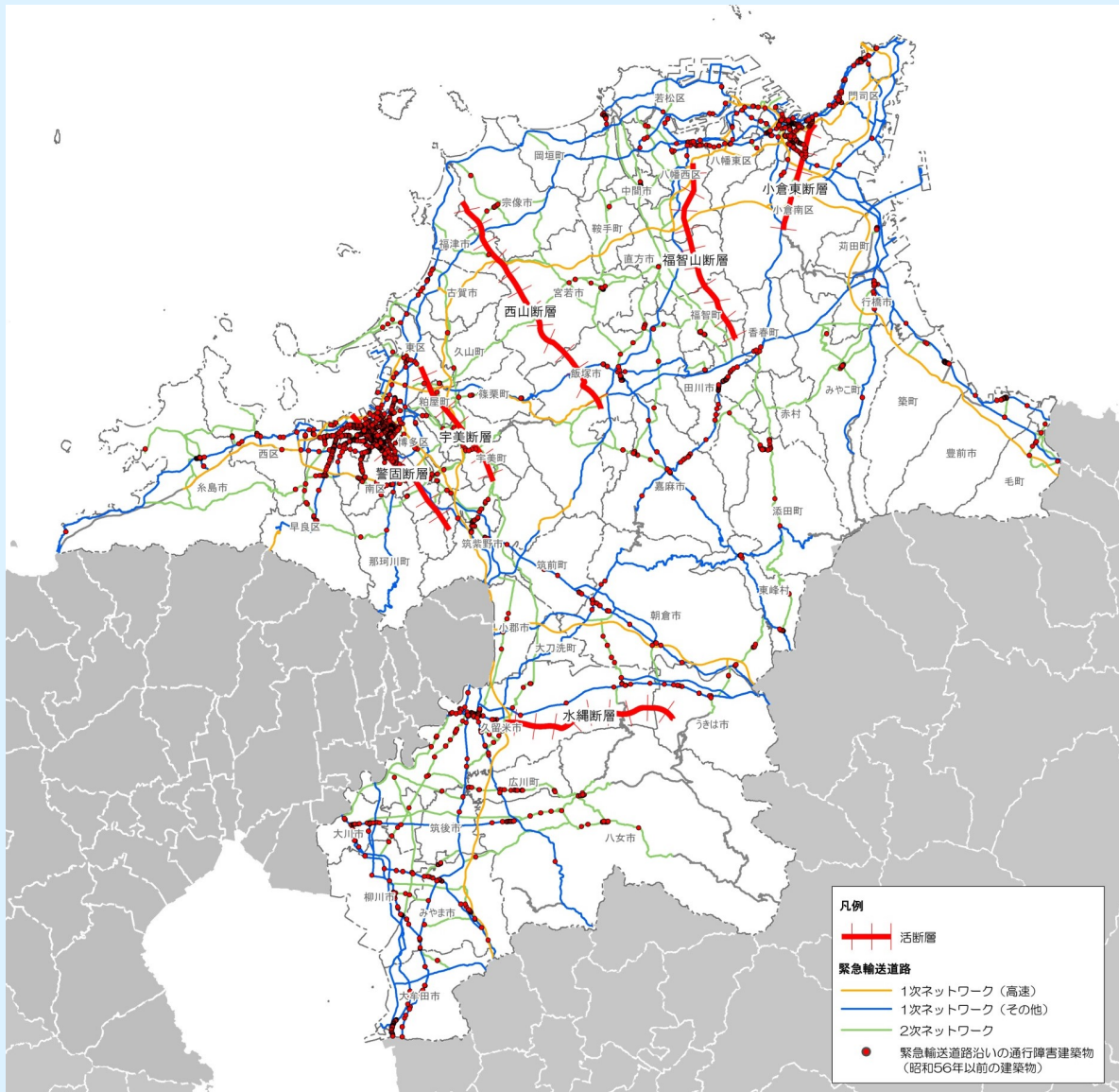


多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

	昭和57年 以降の建築物 〔A〕	昭和56年 以前の建築物 〔B〕	全建築物数 〔C=A+B〕	(H28.4.1 時点)
福岡県	4,438	2,023	6,461	

※建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした。



【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

◇平成25年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。このネットワークは1次、或いは2次に区分されそれぞれ以下の特徴をもっている。

- 第1次緊急輸送道路ネットワーク  
県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的な道路
- 第2次緊急輸送道路ネットワーク  
第1次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的な道路

2) 住宅の耐震化の状況

**住宅の耐震化率の状況**

◆平成 25 年住宅・土地統計調査時点の住宅の耐震化の現状は以下のとおり。

※耐震化率は「木造戸建て住宅」と「共同住宅等」に区分して推計。

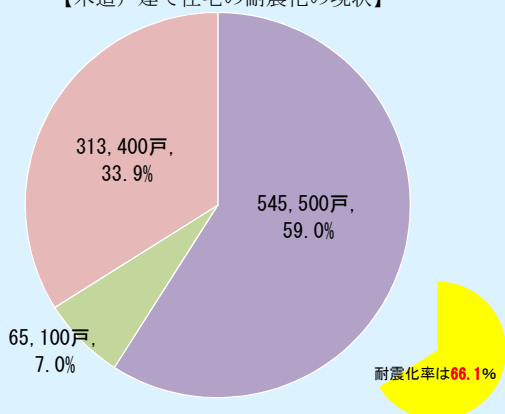
(戸)

区分	昭和56年以降の住宅[A]	昭和55年以前の住宅[B]		住宅数 [D=A+B]	耐震性あり住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]	うち耐震性に劣る			
木造戸建て住宅	545,500	378,500	65,100	924,000	610,600	66.1%
共同住宅等	991,300	247,900	189,500	1,239,200	1,180,800	95.3%
住宅計	1,536,800	626,400	254,600	2,163,200	1,791,400	82.8%

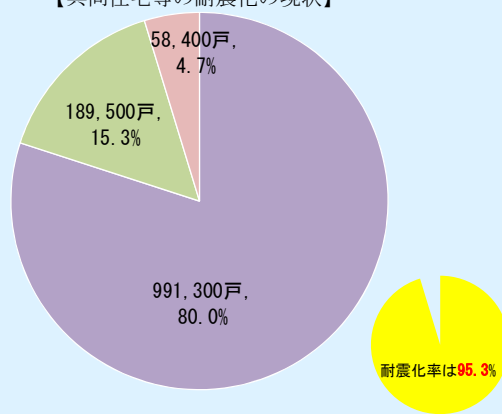
※推計は平成 25 年住宅土地・統計調査時点を採用している。  
 ※耐震性あり住宅数は、国土交通省調査結果の割合を準用している。

◇ 住宅全体の耐震化率は 82.8%で、共同住宅等の耐震化率は木造戸建て住宅と比較すると約 29ポイント高い。

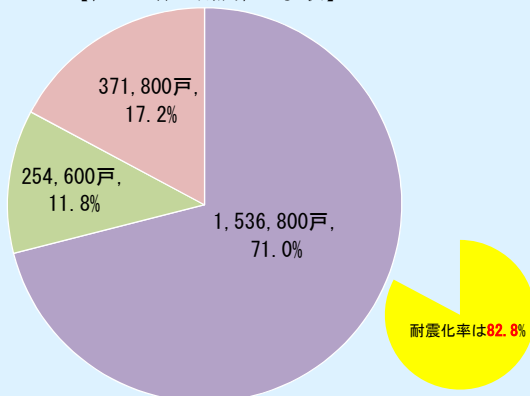
【木造戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



■ 昭和56年以降建築  
 ■ 昭和55年以前建築 (うち耐震性あり)  
 ■ 昭和55年以前建築 (うち耐震性に劣る)

### Ⅲ. 耐震化の取り組み状況と課題

#### 1) 福岡県の耐震化の取り組み

福岡県における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

##### 【福岡県の耐震化の取り組み】

##### ◆建築物所有者の意識啓発

- ◇県HPや防災メールの活用
- ◇県住宅展示場「生涯あんしん住宅」での住宅耐震化等の展示
- ◇各種セミナー等の開催
- ◇耐震相談窓口の設置、リーフレットなど正しく有益な防災情報提供
- ◇各種イベントの開催（住宅月間ほか）

##### ◆相談体制等の充実

- ◇相談窓口の設置（所管行政庁・(一財)福岡県建築住宅センター）
- ◇住まいづくり教室の開催や各種アドバイザー派遣など、住まいづくりの総合的・継続的支援
- ◇リーフレット作成・広報活動
- ◇福岡県住宅リフォーム協会によるリフォーム相談等の実施

##### ◆建築物所有者の負担軽減

- ◇大規模特定建築物に対する補助制度創設（H26:耐震診断費、H27:耐震改修費）
- ◇木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザーの派遣
- ◇木造戸建住宅の耐震改修費補助事業を創設（H23）
- ◇補助制度や税の減免措置等について、相談窓口や市町村等を通じて情報提供

##### ◆優良な人材の確保

- ◇耐震診断アドバイザーの登録・養成
- ◇耐震診断に係る講習会の実施

##### ◆公共建築物の耐震化の推進

- ◇国交付金を活用し、庁舎等の耐震対策を実施
- ◇「県有建築物耐震対策計画」（H24.10改訂）に基づき、計画的に耐震対策を実施

##### ◆耐震改修促進法等の適切な運用

- ◇福岡県耐震改修促進計画の策定（H19.3）
- ◇上記計画に基づく市町村耐震改修計画の策定
- ◇市町村耐震改修促進計画策定ガイドラインの策定
- ◇福岡県建築物耐震評価委員会の設置・運営
- ◇耐震改修計画の認定実施
- ◇定期報告制度の推進
- ◇建築物防災週間等に防災査察、違反建築物パトロールの実施
- ◇福岡県建築物安全安心実施計画の策定

##### ◆建築物全般の安全対策

- ◇特定行政庁との共催による、建築物耐震改修セミナーの開催
- ◇ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上のためのリーフレットの作成、配布
- ◇窓ガラス等の破損・落下防止対策、天井等の非構造部材の落下防止対策の指導
- ◇市町村における地震ハザードマップ作成の支援
- ◇土砂災害対応のため「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用し、住宅の移転を支援

## 2) 福岡県の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、福岡県における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

### 【福岡県の耐震化の課題】

#### ◆防災上重要な建築物の耐震化

- 特定建築物の耐震化率が目標値を下回っており、更なる耐震化を進める必要がある。
- 所有者の認識が十分でないことや費用負担等の理由で、民間特定建築物の耐震化が進んでいないことから、現状を踏まえた耐震化促進が必要である。
- 耐震診断が義務化された大規模特定建築物について、着実に耐震化を進める必要がある。
- 県有建築物の耐震化は、おおむね計画的に進んでいるが、市町村施設の耐震化が進んでいない（財政的課題）ことから利用状況等を考慮し、耐震化を進める必要がある。
- 災害時における防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められていることから、公共建築物の耐震化促進が必要である。
- 倒壊により多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震化が必要である。
- 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に耐震化が遅れている木造住宅について、耐震化を進める必要がある。
- 東日本大震災以降の法改正を踏まえて、住宅・建築物の耐震化方策への対応が必要である。
- 「福岡県地域強靱化計画」や「福岡県地域防災計画」と十分な連携・調整を図った住宅・建築物の耐震化が必要である。

#### ◆意識啓発・知識の普及

- 耐震化により地震発生リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図る必要がある。また、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
- 福岡県でも西方沖地震など大きな地震が発生する可能性があることを再認識する必要がある。
- 地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取り組みが必要である。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要である。

#### ◆耐震化に向けた環境整備

- 耐震改修促進法や建築基準法の趣旨を踏まえた法制度の的確な運用により、県民の生命・財産の保護を前提とした建築物の耐震化に対する指導を行う必要がある。
- 国や自治体の補助制度や優遇税制等の制度活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。
- 耐震改修工事を行う際の仮住まいの確保など、耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供を行う必要がある。

#### ◆建築物全般の安全対策

- 福岡県西方沖地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、天井落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要である。
- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要である。

### 第 3 章 建築物耐震改修促進計画



# I. 耐震化の目標

## 1. 目標設定の考え方

### 1) 目標設定の考え方

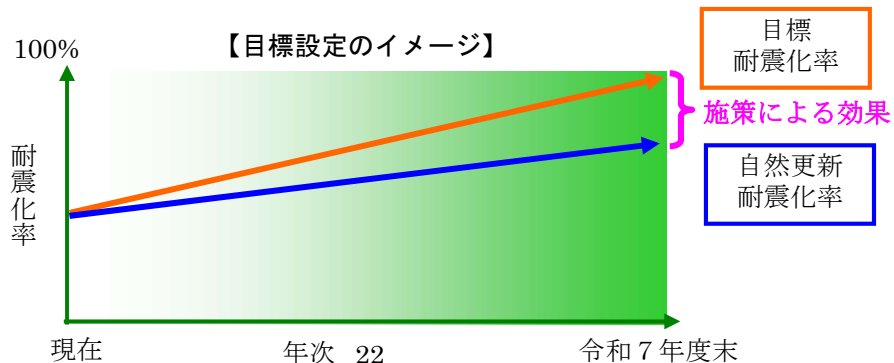
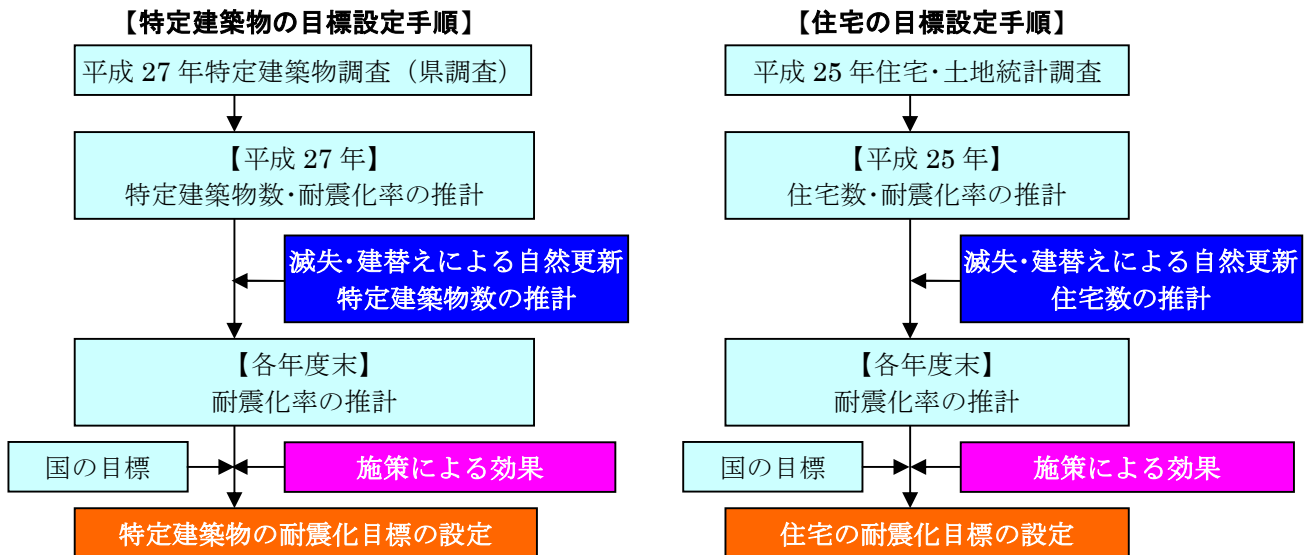
福岡県においては、建替え及び耐震改修による建築物の耐震化を促進することを前提に耐震化の目標を設定する。目標設定の基本的な考え方は以下のとおりである。

#### 【目標設定の基本的な考え方】

- 国は、国土強靱化アクションプラン 2015 で耐震化率の目標を住宅、特定建築物共に 95%（H32）と示し、耐震改修促進法に基づく国の基本方針において住宅は、「平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消すること」としていた。
- 令和 2 年 5 月、国は、住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会において、「令和 7 年までに住宅の耐震化率 95%、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」を住宅の新たな目標として取りまとめた。また、国の基本方針において、「令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅を、令和 7 年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。」としている。さらに、国土強靱化年次計画 2022 で耐震化率の目標を、住宅は令和 12 年までにおおむね解消、耐震診断義務付け対象建築物は令和 7 年までにおおむね解消と示している。
- 本県においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国の目標を考慮し、耐震化率の目標を住宅と特定建築物に区分して設定する。

### 2) 目標設定の手順

目標設定は、住宅及び特定建築物毎におおむね以下の手順で実施しており、自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果及び国の目標を考慮し、耐震化率の目標を設定している。



## 2. 耐震化目標の設定

福岡県では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状を鑑み、目標として令和7年度末までに達成すべき耐震化の目標を以下のとおり設定する。

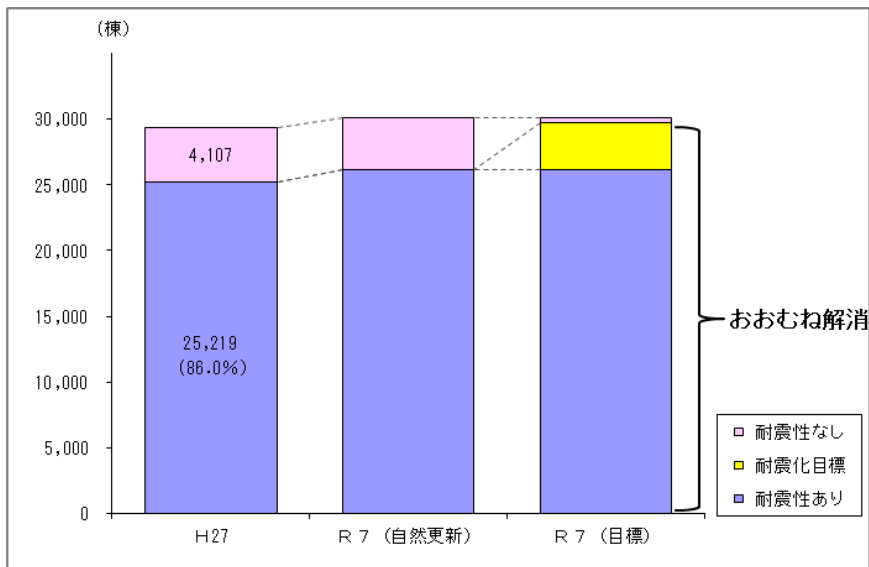
■ 特定建築物：おおむね解消 ■ 住宅：耐震化率＝95% [令和7年度末]

区分	全棟数 [戸数]	S57以降の 建築棟数 [戸数]	S56以前建築		現状の耐震化率 [%]	耐震化率の目標 [令和7年度末]	
			棟数 [戸数]	耐震性あり棟数 [戸数]			耐震性なし棟数 [戸数]
特定建築物	29,326	20,055	9,271	5,164	4,107	86.0%(H27)	おおむね解消
住宅	2,163,200	1,536,800	626,400	254,600	371,800	82.8%(H25)	95%

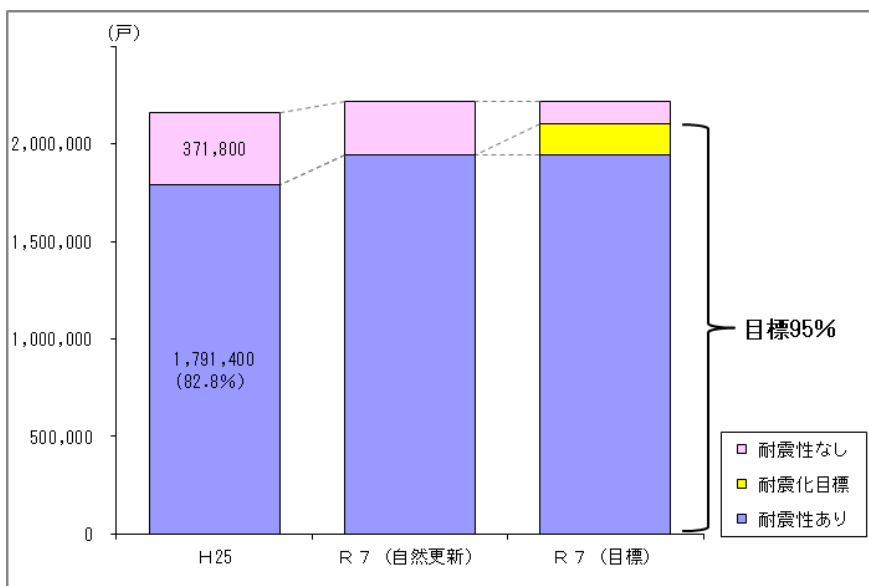
※特定建築物は棟数、住宅は戸数

● 令和7年度末の目標達成のため、特定建築物及び住宅の耐震改修を促進する必要がある。

【特定建築物の耐震化の推計】



【住宅の耐震化の推計】



(H25住宅・土地統計調査より推計)

## II. 計画の骨子

### 1. 耐震化の基本方針

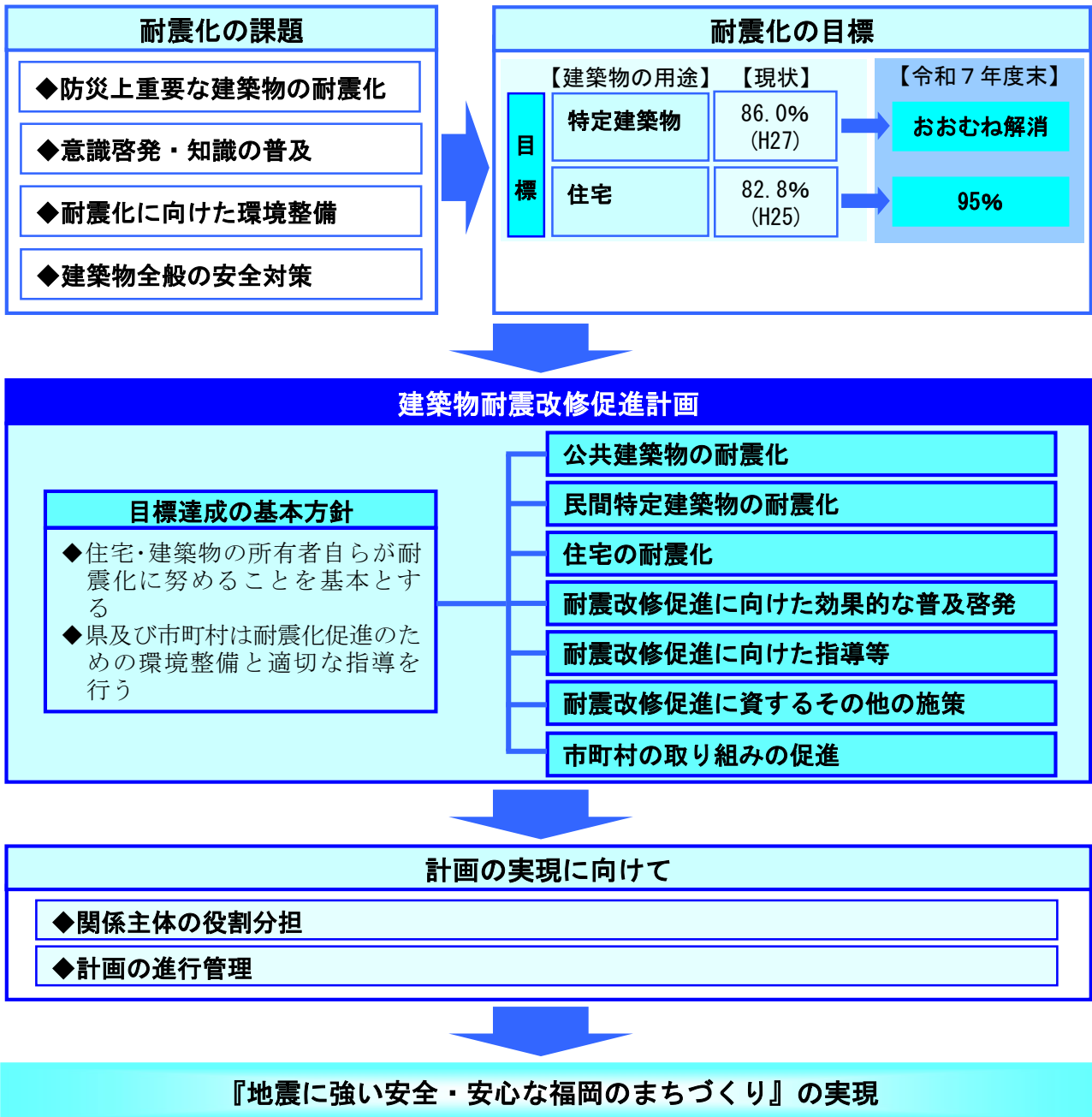
住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、県や市町村は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

- ◆ 住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- ◆ 県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

**地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり 《建築物の耐震化の促進》**

### 2. 施策の体系





### III. 施策の概要

#### 1. 公共建築物の耐震化

##### 取り組み方針

- ◆ 公共建築物の耐震化の優先性を考慮した効果的な耐震化の促進
- ◆ 県有建築物の計画的な耐震化の推進

##### 【取り組みの概要】

公共建築物の耐震化

##### 【具体的な施策】

- 1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進
- 2) 県有建築物の耐震化の推進

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、福岡県では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域的条件を考慮し、県民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

##### 具体的な施策

#### 1) 重点的かつ計画的な耐震化の促進

##### (1) 公共建築物の耐震化の考え方

- ◇ 多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとする。

##### (2) 公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進

- ◇ 公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用、及び老朽度等を考慮し、耐震化の優先度を分類した上で、同分類に沿った計画的な耐震化を進めていく。

分 類		対象建築物
防災拠点建築物	災害時の情報収集・指令等	市役所、区役所、町村役場、支所等
	医療・保健活動、被災者支援	病院、保健所、消防署等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、公民館等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園・保育園等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他建築物

- ◇ 特に耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等のうち大規模なもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられたため（報告期限：平成27年12月31日）、所管行政庁が当該結果を公表することにより、効果的に耐震化を進めていく。

【耐震診断義務付け対象となる大規模建築物の要件】

○原則として、以下の①及び②の要件を満たす建築物が対象

①階数3及び床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定多数かつ多数の者が利用する建築物等（※）であること

②旧耐震基準により新築した建築物（新耐震基準により増築等の工事を行い、検査証の交付を受けたものを除く）であること

※小・中学校は階数2及び床面積の合計3,000㎡以上、幼稚園・保育所は階数2及び床面積の合計1,500㎡以上 等

(3) 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市町村の意向を踏まえ、別表（P61）のとおり本計画に定め、計画的に耐震化を進めていくものとする。

(4) 補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進

◇ 公共建築物については、住民を災害から守るとともに、大地震が発生した場合に救助等の拠点機能を果たす必要があり、十分な安全性確保が求められることから、「住宅・建築物耐震改修事業」や「公共施設等耐震化事業」等の補助制度等を活用することで、計画的に耐震化を進めていくものとする。

【公共建築物に関する住宅・建築物耐震改修事業の概要】

対象	主な要件等
耐震診断	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 ・ 国 1/3 ・ 国 1/2 (※1)
耐震改修等	補助対象 : 耐震改修工事費(建替えを含む。) 補助率 : 地方公共団体が実施する場合 * 多数の者が利用する建築物 国 11.5% 国 1/3 (※2) * 避難所等の防災拠点 国 1/3 国 2/5 (※3)
耐震化のための計画の策定	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 国 1/3 国 1/2 (※4)
耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに付帯する事業	補助率 : 地方公共団体が実施する場合 国 1/2

[令和5年3月現在]

※1 要安全確認計画記載建築物で R6.3.31 までに着手した場合

※2 要緊急安全確認大規模建築物で R6.3.31 までに補強設計に着手したもの

※3 要安全確認計画記載建築物で R6.3.31 までに補強設計に着手したもの

※4 要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物で R6.3.31 までに着手した場合

## 【公共施設等耐震化事業の概要】

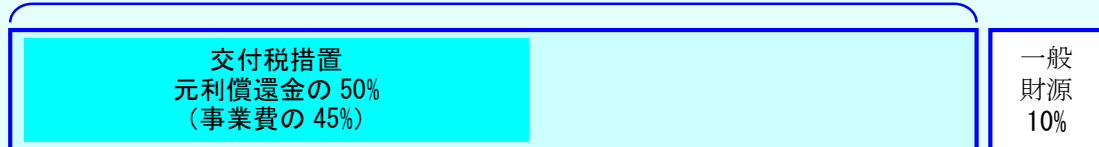
## ● 事業概要

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓、及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の趣旨を踏まえつつ、大規模災害が発生した場合の災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、公共施設等の耐震化を推進する事業である。

## ● 支援内容

- ・ 本事業の90%は防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%は、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される。

## 防災対策事業債（事業費の90%）



## ● 対象となる施設

- ・ 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ・ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎含む）
- ・ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等

## 2) 県有建築物の耐震化の推進

### (1) 県有建築物の耐震化の考え方

- ◇ 本計画及び県有建築物耐震対策計画に基づいて、県有建築物の管理部局、耐震診断・耐震改修の実施部局、財政部局などの横断的な取り組みにより耐震化を推進する。
- ◇ 具体的には、福岡県県有建築物耐震化連絡会議と関係部局が連携し、適切な情報提供や指導助言を行いながら、県有建築物の円滑な耐震化を推進する。

### (2) 県有建築物の耐震対策

- ◇ 対象は、耐震改修促進法第14条に規定される特定建築物、並びに災害応急対策活動に必要な建築物又は多数の県民が利用する建築物で、階数2以上又は面積200㎡を超える建築物とする。
- ◇ 耐震性能は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」に示される技術上の指針によるものとし、災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の県民が利用する建築物については、地震時及び震後の用途に応じて保有すべき耐震性能の確保を目指す。
- ◇ 耐震診断は、対象建築物の用途、今後の利用計画等を考慮し、平成23年度までに計画的に実施した。
- ◇ 耐震改修等は、対象建築物の用途、今後の利用計画及び保有している耐震性能等を考慮し、平成27年度までに計画的に実施してきた。なお、建築物の利用上の理由で実施していないものについては、平成29年度までに実施するものとする。

### (3) 耐震対策の推進

- ◇ 県有建築物の所管課は本計画及び県有建築物耐震対策計画の円滑な実施に努め、福岡県県有建築物耐震化連絡会議の構成員等関係課は所管課に対し必要な情報提供及び指導助言を行うものとする。

【県有建築物の現状と耐震化率】

平成27年度末

区分	総件数	新耐震 (S57以降) 件数	旧耐震 (S56以前) 件数	耐震化率			耐震化済 件数	耐震化率
				耐震性あり 件数	未診断 件数	その他 件数		
	A=B+C	B	C	D	E	F	G=B+D	H=G/A
対象建築物	3,012	1,911	1,101	1,088	0	13	2,999	99.6%

※件数と、棟数とは異なり、耐震診断の単位を示す。

## 2. 民間特定建築物の耐震化

## 取り組み方針

- ◆ 適切な指導による計画的な耐震化の促進
- ◆ 通行障害建築物等の重点的な耐震化の促進

## 【取り組みの概要】

民間特定建築物の耐震化

## 【具体的な施策】

1) 適切な指導等による耐震化の促進

2) 建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進

3) 通行障害建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法第14条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

福岡県では、法改正の趣旨を踏まえて、特定建築物の積極的な耐震化を促進するとともに大規模な民間特定建築物や通行障害建築物について重点的な対策を講じるものとする。

## 具体的な施策

## 1) 適切な指導等による耐震化の促進

## (1) 適切な指導等の実施

- ◇ 民間特定建築物については、耐震改修促進法第15条等の法制度に基づいて、適切な指導等を実施し、耐震化を促進する。
- ◇ 指導等にあたっては、所管行政庁との連携を図るとともに、関係団体との連携についても検討し一体的に耐震化を促進する。

〔※「耐震改修促進に向けた指導等」の詳細については、P45 参照〕

## (2) 大規模な民間特定建築物への補助等の実施

- ◇ 耐震改修促進法附則第3条の規定により、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについては、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられたところである。（報告期限：平成27年12月31日）
- ◇ 当該建築物の耐震化を促進するため、県では、これまで耐震診断や補強設計の補助（政令市を除く）を実施してきたところであるが、今後、所管行政庁による診断結果の公表と併せ、建築物が所在する市を通じて耐震改修補助を実施することにより、耐震化を進めていく。

## (3) 建築物所有者へのメリットの提示

- ◇ 宅地建物取引業法の改正により、重要事項説明において耐震性能を表示することが義務付けられたことを踏まえて、耐震性能の確保が資産価値の向上に繋がる点に関係団体等と連携して広く周知する。

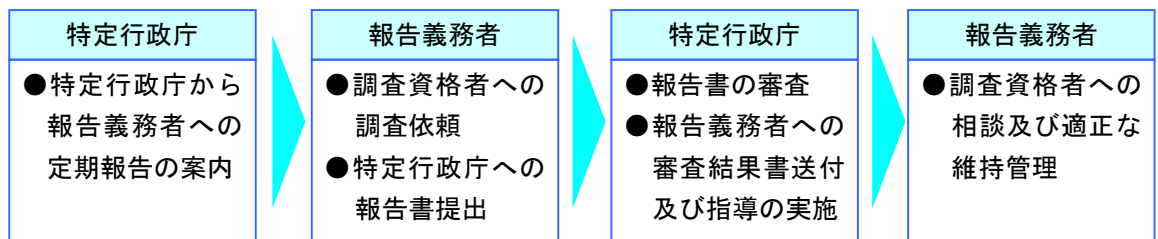
- ◇ 税の減免措置や融資制度等の活用による耐震化のメリットについて建築物所有者に理解を求め耐震化を促進する。
- ◇ 耐震改修促進法第 22 条に基づき、建築物の所有者が所管行政庁に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、「基準適合認定建築物マーク」を建築物等に表示することができる。この制度の普及に努めることにより、県民の安全・安心な建築物の利用に資することはもとより、県民の耐震化への意識や気運を高め、建築物の耐震化を促進する。

## 2) 建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進

- ◇ 不特定多数の者が利用する建築物が被災すると非常に大きな被害に発展するおそれがあり、建築物所有者や管理者の責任が問われることとなるため、日常的な建築物の点検や事前対策が重要である。
- ◇ 地震被害から人命や財産を保護するためには、建築物の耐震化だけではなく敷地や防火・避難施設、建築設備等を安全な状態に保つことが重要であるため、建築物の定期的な健康診断にあたる「定期報告制度」を積極的に推進し、適切な改修等による建築物の安全対策を実施する。

**【定期報告制度】**  
 劇場や映画館、ホテル、病院、百貨店、飲食店、地下街、共同住宅などは、火災・地震などの災害や建築物の老朽化による外壁の落下などが起こると大きな被害が発生するおそれがある。このような危険をさけるため、建築基準法第 12 条により、特定行政庁が指定する建築物及び建築設備や昇降機等について、その所有者（管理者）は、定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせその結果を報告することが義務付けられている。

【定期報告のフロー】



【定期報告の調査内容】

建築物	敷地の状態	地盤・周囲の地形・擁壁・避難通路などの調査
	防火・避難の状態	外壁の防火構造、防火区画、防火戸、内装材料、廊下、階段、通路、扉、出入口、排煙口、バルコニー、非常用進入口等の調査
	衛生の状態	採光、換気などの調査
	耐震に関する状況	耐震診断及び耐震改修の状況調査、特定天井の調査
建築設備	機械換気設備	換気設備の設置、機械換気設備、空気調和設備に関する検査
	機械排煙設備	排煙口、排煙風道、排煙機、排煙出口、自家用発電装置の検査など
	非常用照明設備	照度測定、照明器具、分電盤、切替回路、蓄電池、充電器、自家用発電装置の検査
	防火設備	防火扉、防火シャッター等の検査
昇降機等	エレベーター	かご室内、かご上、ピット、乗り場、中央管理室等での各検査
	エスカレーター	機械室、上下乗り場、踏み段での各検査
	小荷物専用昇降機	かご室内、かご上、ピット、荷卸し場等での各検査
	遊戯施設	基礎、構造部、走路、機械装置、制動装置、乗り場での各検査



### 3) 通行障害建築物の耐震化の促進

- ◇ 緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく耐震化の努力義務を課す避難路として位置付け、その沿道の通行障害建築物については、広域的な避難や緊急輸送手段を確保するために市町村と連携し、所有者・管理者への啓発を行い、耐震化を促進する。なお、市町村が別途、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づいて耐震診断を義務付けた場合は、市町村の義務付けが優先適用される。

### 3. 住宅の耐震化

#### 取り組み方針

- ◆ 所有建築物の耐震性能を確認するための耐震診断の実施
- ◆ リフォーム関連制度を活用した耐震化の促進

#### 【取り組みの概要】

住宅の耐震化

#### 【具体的な施策】

- 1) 耐震診断・耐震改修等への支援
- 2) リフォーム時における耐震化の誘導
- 3) 市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援や環境整備を充実させ、関係する業界との連携を図ることにより、耐震化を誘導する。

#### 具体的な施策

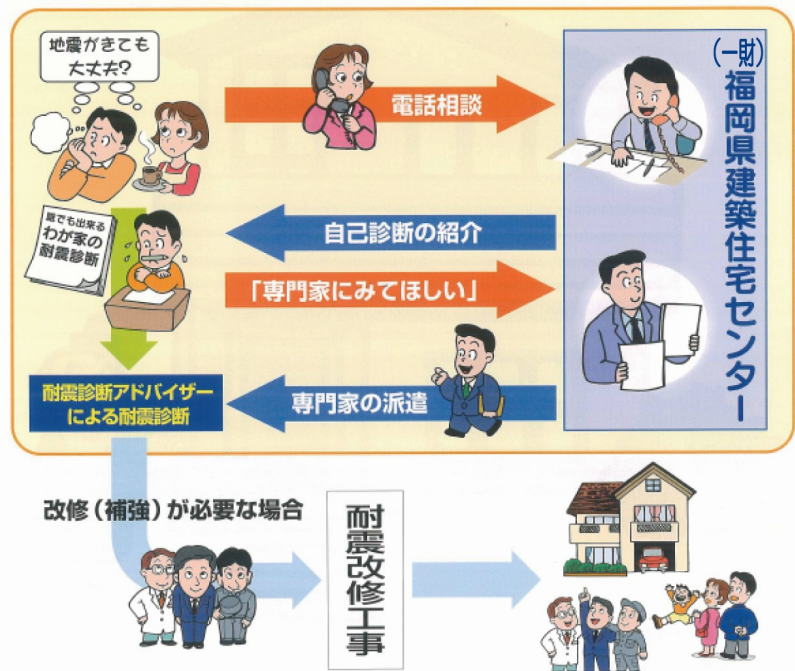
### 1) 耐震診断・耐震改修等への支援

#### (1) 耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施

- ◇ 木造戸建て住宅所有者に対して、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』の活用を促し、住宅の耐震性への理解を求める。また、診断の結果、耐震性の劣る住宅については、耐震改修補助制度などの各種情報提供等により耐震化を誘導する。
- ◇ 耐震改修への誘導にあたっては、関係団体等と連携しながら、安心して改修ができる情報の提供を行う。

#### 【福岡県耐震診断アドバイザー制度の概要】

- 実施期間：平成17年6月1日より実施中
- 対象：福岡県内の原則昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅
- 窓口：(一財)福岡県建築住宅センター
- 派遣：耐震診断アドバイザーを派遣
- 費用：簡易診断：3,000円/件  
(床下小屋裏進入調査無し)  
一般診断：6,000円/件  
(床下小屋裏進入調査付診断)





(2) 国・関係機関と連携した建築物所有者への支援

- ◇ 耐震改修の実施にあたっては、木造戸建住宅の耐震改修費補助事業や、税の減免措置、融資制度等の活用を積極的に紹介し、所有者自らが改修を行える機運づくりを行う。  
(県内市町村の補助制度の概要は、資料編Ⅱに掲載)
- ◇ 県が進めている「ふくおか県産材家づくり推進助成制度」を活用した建替えを促進する。
- ◇ 耐震リフォームに要する費用の融資制度について情報の提供を行う。
- ◇ 地震保険についても、耐震改修等により割引が受けられる点をメリットとして周知する。

【税制の概要】

対象	主な要件等
改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修促進税制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税：令和5年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除</li> <li>・固定資産税：令和6年3月31日までに耐震改修工事(耐震改修に要した費用が50万円超であるものに限る)を行った住宅の固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額 (ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額)</li> </ul> </li> <li>◇建築物                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、令和8年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○住宅ローン減税                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税：耐震改修工事を行い、令和7年12月31日までに自己居住のように供した場合、10年間、ローン残高の0.7%を所得税額から控除(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円超の工事が対象)</li> </ul> </li> </ul>

【融資制度の概要】

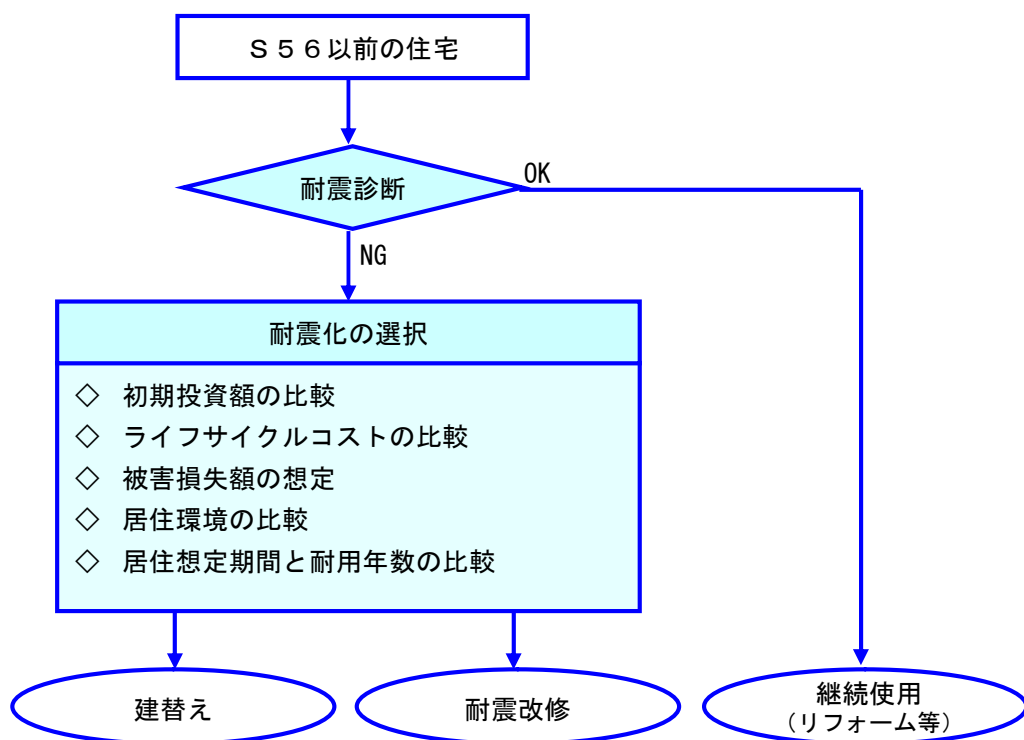
(令和5年3月現在)

対象	主な要件等
個人向け	住宅金融支援機構「リフォーム融資(耐震改修工事)」 融資限度額及び最新の金利等については、住宅金融支援機構HPを参照
マンション 管理組合向け	住宅金融支援機構「マンション共用部分リフォーム融資」 融資限度額及び最新の金利等については、住宅金融支援機構HPを参照

## (3) 建替えと耐震改修両面での耐震化の促進

- ◇ 福岡県では、耐震化目標の達成に向けて、耐震改修が必要な所有者に対して、建替えと耐震改修の両面での耐震化の促進を誘導する。
- ◇ 所有者が建替えと耐震改修の選択を自ら判断し、安全な居住環境を手に入れることができるように、適切な情報を提供する。
- ◇ 耐震改修促進法第 25 条に基づき、所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の過半数に緩和される。福岡県では、この特例を周知することにより、区分所有建築物の耐震改修の円滑な実施を促す。
- ◇ 平成 26 年 6 月に改正された「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」でマンション敷地売却制度が創設され、区分所有者集会における 4 / 5 以上の賛成でマンションとその敷地を売却できることとなった。また、除却の必要性に係る認定（耐震性不足の認定）を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁が許可した場合には、容積率が緩和される。福岡県では、この制度を周知することにより、耐震性が不足しているマンションの耐震化の促進を誘導する。

## 【建替えと耐震改修の選択】

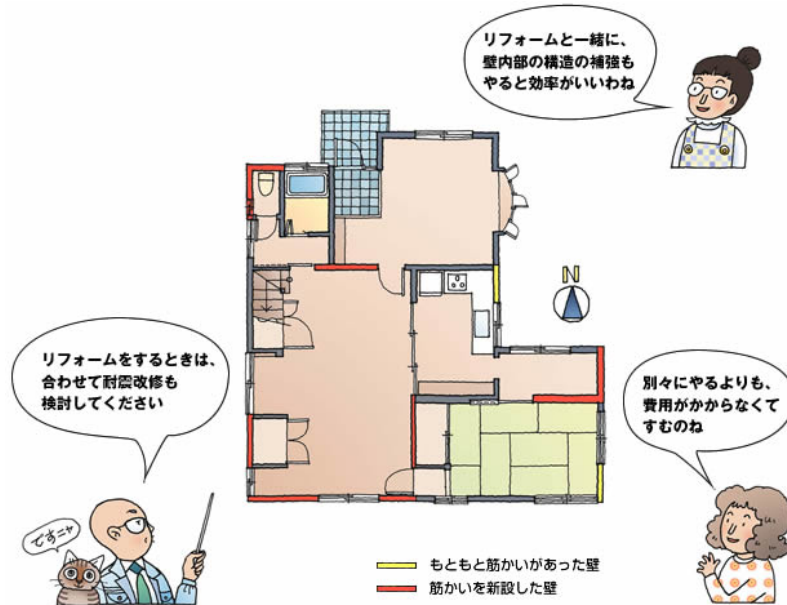


## 2) リフォーム時における耐震化の誘導

### (1) リフォームと一体となった耐震改修工事の促進

- ◇ 耐震性能の向上のみを目的とした改修工事は、一朝一夕には進まないことが想定されるため、近年のリフォーム市場活性化の動向を踏まえ、リフォームと一体となったスケールメリットのある改修工事を促進する。

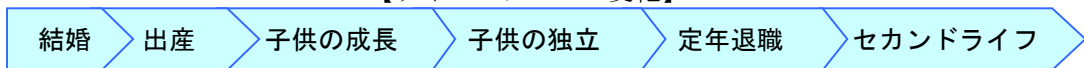
【リフォームと一体となった耐震改修工事のイメージ】



〔リフォームネット HP より〕

- ◇ ライフスタイルやライフステージの変化に伴うリフォームの機会を捉え、関係業界と一体となった情報提供を行い、リフォーム市場を活性化させることにより、耐震改修を促進する。

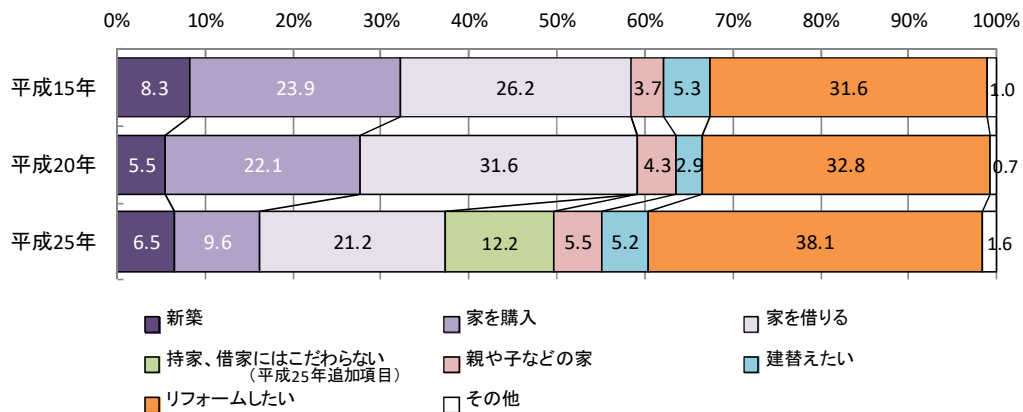
【ライフステージの変化】



### (2) リフォーム業界と連携した耐震化の誘導

- ◇ 平成 25 年住生活総合調査（福岡県建築都市部住宅計画課）においても、近年リフォームに対する潜在的需要が増加していることが読みとれることから、これらの需要と供給者であるリフォーム業界との連携により、リフォームと一体となった耐震改修工事を誘導する。

#### ■ 住み替え・改善意向について



出典：平成 15 年住宅需要実態調査、平成 20 年以降住生活総合調査

### (3) 安心してリフォームが行える環境整備

- ◇ リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、悪質リフォーム業者による被害を未然に防止し、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備を行う。
- ◇ 県が住宅市場を構成する関係団体に呼びかけて設立した「住宅市場活性化協議会」での検討をもとに、安心して工事を依頼できるリフォーム事業者を紹介する仕組みとして、平成19年10月に、住宅リフォーム施工グループから構成される「福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会」が発足。さらに平成30年10月に「一般社団法人 福岡県住宅リフォーム協会」として法人化された。
- ◇ 国（国土交通省）では、以下の取組みが行われている。

#### 【住宅リフォーム事業者団体登録制度】

平成26年に住宅リフォーム事業者団体登録制度を創設し、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保、消費者への情報提供等を行い、消費者が住宅リフォーム事業者の選択の際の判断材料とできるなど、安心してリフォームを行うことができる市場環境の整備を図っている。

#### 【住まいるダイヤル（住宅専門の相談窓口）】

「住まいるダイヤル」（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）における電話相談業務及び具体的な見積書について相談を行う「リフォーム無料見積チェックサービス」を実施するとともに、各地の弁護士会における「専門家相談制度」等の取組みを進めている。

#### 【リフォーム用の保険制度（リフォーム瑕疵保険）】

消費者が安心してリフォームができるよう、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度が用意されている。

リフォーム瑕疵保険では、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用等の保険金が事業者（事業者が倒産時の場合は発注者）に支払われ、無償で直してもらうことができる。

### 3) 市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化

- ◇ エンドユーザーである建築物所有者が安心してリフォームや耐震改修を行うにあたっては、適正な情報にアクセスし、充実した相談体制の構築により不安を取り除くことが重要である。
- ◇ 福岡県では、耐震診断や耐震改修の相談窓口として県や（一財）福岡県建築住宅センター、各所管行政庁に窓口を設置し、所有者からの相談を受け付けているが、さらにきめ細かなサービスを提供する必要があることから、市町村及び関係機関と連携した相談体制の充実を図る。また、相談窓口とアドバイザー派遣制度や福岡県住宅リフォーム協会等の組織、関係団体等を有機的に連携させ、窓口機能の充実を図る。

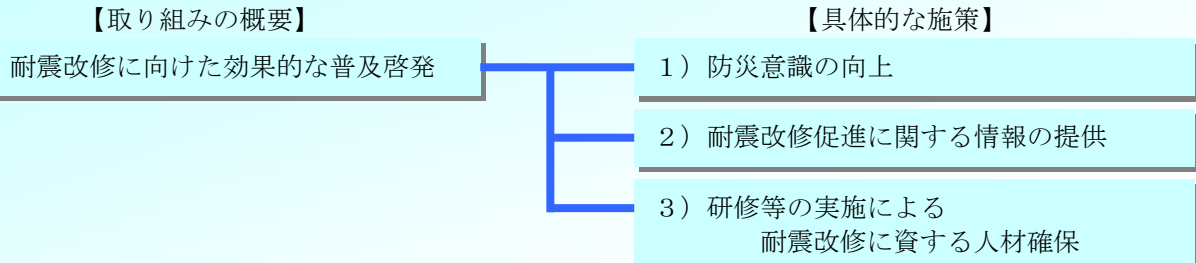
#### 【現在の相談窓口】

管 轄		相談窓口	連絡先
行政	下記以外	福岡県建築都市部建築指導課（建築指導係） 〔福岡県各県土整備事務所建築指導課（県内11箇所）〕	電話：092-643-3721
	北九州市内	北九州市建築都市局指導部建築指導課	電話：093-528-2531
	福岡市内	福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課	電話：092-711-4580
	大牟田市内	大牟田市都市整備部建築住宅課	電話：0944-41-2787
	久留米市内	久留米市都市建設部建築指導課	電話：0942-30-9320
その他		（一財）福岡県建築住宅センター	電話：092-781-5169
		JSCA九州耐震改修促進委員会	FAX：092-627-1389
		（一社）福岡県建築士事務所協会	電話：092-473-7673

## 4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

### 取り組み方針

- ◆ 防災意識の高揚による耐震化の動機付け
- ◆ 多様な情報提供による耐震化に向けた知識の普及啓発



建築物所有者の防災意識を高めるとともに、県民の知識の普及と啓発を図るため、防災教育や情報提供活動等の充実並びに人的資源等の確保など多様な施策を推進する。

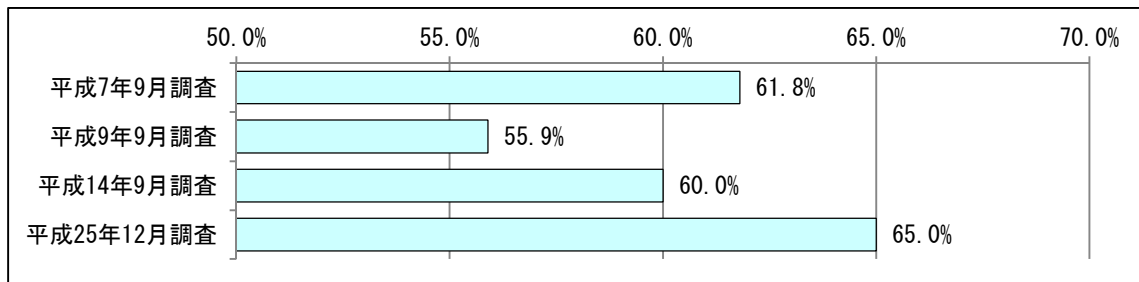
### 具体的な施策

#### 1) 防災意識の向上

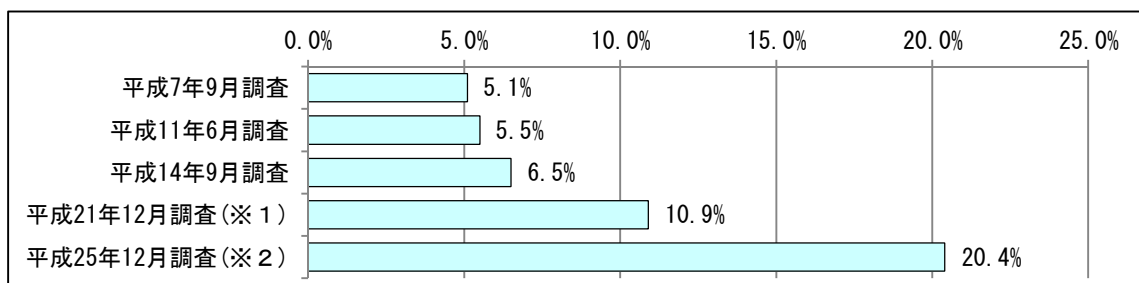
##### (1) 防災教育の充実

- ◇ 内閣府が行った「防災に関する世論調査」では、建物の倒壊に対する危機意識は高いが、具体的な行動に結びついていないことが明らかになっている。

【「大地震のとき建物の倒壊が心配」と回答した者の割合】



【「大地震に備えて自宅の耐震性を高くしている」と回答した者の割合】



※1：選択肢が「家屋の耐震化や耐震診断を行うなど自分の家の耐震性に気を遣っている」

※2：選択肢が「耐震性のある家に住んでいる」



- ◇ 福岡県では、地震発生リスクに対する県民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育等を充実し、広く県民の耐震化に対する知識の普及啓発を行う。
- ◇ 防災教育については、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導や訓練をはじめとして、出前講座の開催や講習会の開催、図上訓練、体験型施設における災害知識の普及など、子供から高齢者まであらゆる年齢層を巻き込んだ相乗的な効果が期待できる取り組みを実施する。
- ◇ 防災教育実施にあたっては、福岡県地域防災計画との整合を図りながら、市町村や関係団体との横断的な取り組みを行う。

【福岡県「子どものための防災マップ」抜粋】

ふだんから気をつけよう

地震はいつ起きるかわからないね。だから、ふだんからこんなことに気をつけておくといいよ。

この「防災MAP」を  
いつも家族みんなが見るところに  
はっておこう

いつでも見しておくことによって、いざというときにあわてなくていいね。



町や道の様子をいつも見よう

町や道は変化していくよ。点検した時には安全そうに見えたところが、1週間後には新しいものが出ているかもしれない。変化があったら、MAPに書いておこう。また、家から離れた所に置けた場合は、危ないところはないかちょっと注意しながら歩くといいね。

家の人と地震が起きた時に  
どうするかを話そう

1ヶ月に1回でもいいんだよ。家族で話すよ。家の中の危険なところを覚えて、安全になるような工夫をするきっかけにもなるよ。



近所の知り合い・  
顔見知りをつくろう

地震が起きた時に、いつも家族と一緒にいるとはかぎらない。そんな時にたよりになるのが近所の人だね。ふだんからあいさつをしたり、地域の行事に出かけて知り合いになったりしておくといいよ。



非常持ち出し機を  
用意しよう

非常食や水はもちろん、「絶対これは持っていけない」といふものがあるよね。いつも飲んでいる薬だったり、赤ちゃんがいればおむつやミルクだったり。いちばん持っていきたい物をこの本の表紙に書いておこう。  
また、災害用の特別なものを買わなくても、家にあるもので使えるものを利用しよう。食品は、賞味期限が来るまでに味見をかねて食べてみるといいね。災害の時には、お湯を使えないこともあるので、そのまま食べられるものも用意しておくといいよ。



家族が寝る部屋には  
なるべく家具を  
置かないようにしましょう

寝ている時に地震が起きたらどうなるかな。大きな家具がたおれてきたら、命までもあぶないよね。

家具がたおれないように  
しておこう

壁に金具やワイヤーで固定したり、つっぱり器具でてんじょうとの間を固定するといいいね。家具の下、手前の方に板などを置いて、壁に寄りかからせるようにするだけでもたおれにくくなるんだよ。

地域で行われる  
防災訓練に参加しよう

火を消したり、ケガをしている人への応急処置訓練や、煙の中を出口まで進む体験など、地域でさまざまな防災訓練が行われているよ。「見たことがある」「したことがある」という経験が、いざという時に役に立つんだね。

家の周りやベランダの  
整理をしよう

植木鉢など落ちるかもしれないものは、場所を考えて置くようにしましょう。テレビのアンテナや屋根がわらなどは、ぐらぐらしていないかな。

## (2) 地域ぐるみの防災活動の促進

- ◇ 災害対策基本法では、住民の責務として「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない」と規定されており、福岡県地域防災計画では、自主防災体制の整備の方針として「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンとして掲げている。
- ◇ また、福岡県地域防災計画では、「自主防災組織」「施設・事業所等の防災組織」「公共的団体等の防災組織」における平常時・災害発生時の活動内容を規定し、自主防災体制を整備することとしている。福岡県では、これらを踏まえて市町村と連携し、地域ぐるみの防災活動の推進に向けた建築物の耐震化に関する情報提供等を実施する。

【福岡県地域防災計画における自主防災の役割項目例】

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人 家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各個人の日常生活圏の危険性の認識</li> <li>○ 緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の理解の促進</li> <li>○ 家屋や塀の耐震強化措置</li> <li>○ 家具の転倒落下防止措置</li> <li>○ 出火防止体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検</li> <li>・安全な火気使用環境の確保</li> </ul> </li> <li>○ 初期消火体制の整備</li> <li>○ 避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○ 救出用資機材の保管</li> <li>○ 必要な物資の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波からの避難の呼びかけ</li> <li>○ 緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の自主的収集</li> <li>○ 出火防止</li> <li>○ 初期消火</li> <li>○ 家族の安否確認(電話は使用しない。)及び保護</li> </ul>
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等要配慮者の安全対策の話し合い</li> <li>○ 近所の災害環境の共同監視</li> <li>○ 救出用資機材の共同管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波からの避難の呼びかけ</li> <li>○ 隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送</li> <li>○ 隣近所の出火防止措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣近所の家庭にガス元栓閉栓呼びかけ</li> <li>・高齢者世帯等の出火防止措置</li> </ul> </li> <li>○ 初期消火活動への従事</li> <li>○ 近所の要配慮者の安否確認</li> <li>○ 要配慮者の救出・避難誘導</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭・隣近所への防災対策の呼び掛けと推進(特に出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進)</li> <li>○ 危険箇所の点検・除去</li> <li>○ 避難場所・ルートの確認と安全性のチェック</li> <li>○ 救出用資機材(防災資機材)の管理</li> <li>○ 防災知識の普及</li> <li>○ 各種防災訓練の実施及び参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出活動の喚起(救出協力者を募る)</li> <li>○ 出火防止措置の喚起</li> <li>○ 初期消火活動の応援</li> <li>○ 近所の要配慮者の安否確認の喚起</li> <li>○ 要配慮者の救出・避難誘導・搬送</li> <li>○ 避難所の開設・管理運営</li> <li>○ 給食・給水</li> <li>○ 救助物資の分配に関する協力</li> </ul>

## (3) 手軽に出来る耐震対策

- ◇ 地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を促進する。
- ◇ 建築物倒壊時においても人命を守ることができる耐震ベッド設置や構造的に特に脆弱な部分の補強などの被害軽減策についても知識の普及・啓発を行う。



(4) 防災情報の提供

- ◇ 福岡県では、県民への防災・災害に関する情報について、県ホームページのトップにバナーを設け、リアルタイムに多様な情報提供を行っている。また、災害情報の伝達手段の一つとして、携帯電話のメール機能を活用した「防災メール・まもるくん」を整備し、防災情報を一斉に配信するサービスを行っている。
- ◇ 県民の耐震化に対する意識啓発のために、ホームページやメール等の多様な媒体を活用した定期的な防災情報の提供を積極的に行う。
- ◇ 福岡県西方沖地震から10年以上が経過しており、災害に対する意識の風化を防ぐために、毎年3月20日前後に災害に係るイベント等を開催するなど、継続的な意識のボトムアップを図る。
- ◇ 地震発生リスクを自らの問題、地域の問題として受け止め、耐震化の必要性を理解して頂くために、地域の地盤のゆれやすさや地震による被害想定の情報等の提供を行う。
- ◇ 特に地域防災計画では、想定マグニチュード等の見直しを行っており、想定地震による被害等について適切な情報提供を行う。

【福岡県防災ホームページ】



【防災メール・まもるくんの概要】

**防災メール・まもるくんとは**

**まもるくん**  
4つの機能!!

- 地震、津波、台風、大雨等の防災気象情報、避難勧告等**
  - 県内の地震、津波、台風、大雨等の注意報・警報情報を受信できます。
  - 県からの「災害時の注意の呼びかけ」や市町村からの「避難勧告」等の防災情報を受信できます。
- 災害時の安否情報通知**
  - 県内で震度6以上の地震が発生したとき、または、津波が到達したときに、事前に登録したメールアドレス(最大5件)に対して、簡単な操作で自分の安否を知らせるメールを一斉に送信できます。
- 地域の安全に関する情報**
  - 各市町村から地域の安全に関する情報が配信されます(取り組みを行っている市町村のみ)。
- 福岡県避難支援マップ**
  - 避難所、避難場所、徒歩指定者支援ステーション、災害拠点病院、救急病院、救急診療所の施設情報を提供します。GPS機能付携帯電話から、現在地から目的地までの道順を教えてください。

**防災メールまもるくんの登録はこちら**

☑ 防災情報等メール配信システム

☑ 配信される情報

【自治体の発表情報】

- 福岡県からの重要な情報
- 防災情報
- 避難勧告・指示
- 地域の防災情報(防災・防犯情報、光化学オキシダント情報、PM2.5情報など)

【地震・気象情報】

- 地震情報
- 津波情報
- 台風情報
- 注意報・警報
- 気象予報情報
- 避難所開水区域到達情報

【生活情報】

- 熱中症指数
- 紫外線指数

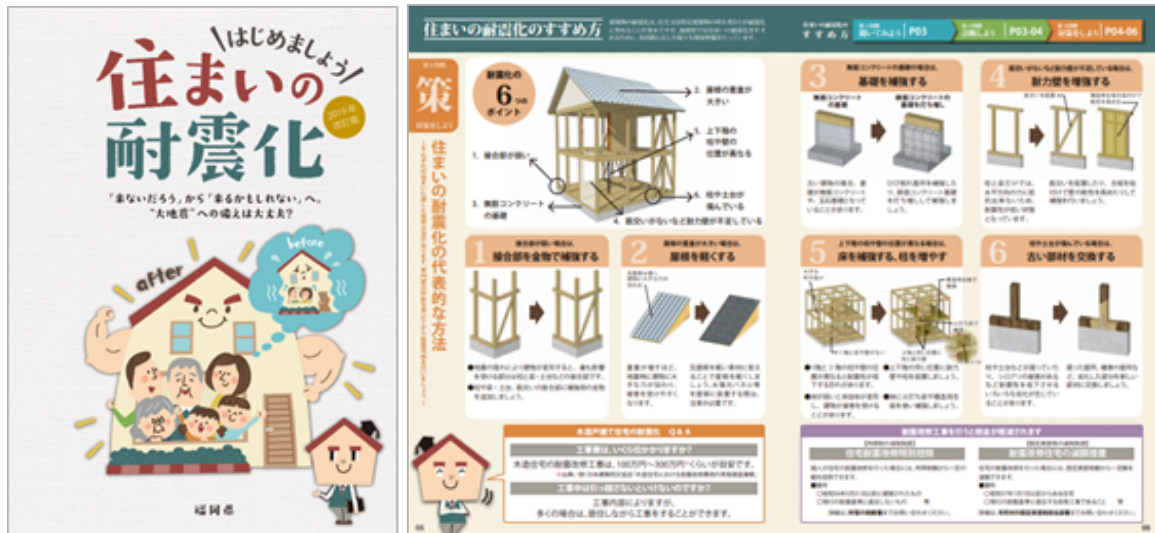
## 2) 耐震改修促進に関する情報の提供

### (1) 多様な媒体による正しく有益な情報の提供

- ◇ 福岡県では、耐震診断アドバイザー制度や相談窓口の設置など耐震化に向けた様々な情報提供を行っている。
- ◇ 所有者が主体的に耐震診断・耐震改修に取り組むための機運を醸成するために、県では、これまでの情報提供機能を充実させ、正しく有益な情報を官民連携のもとに提供する。
- ◇ 情報提供の手段としては、回覧板配布や各種マスメディア等の活用により、広く県民に周知する段階から、個別の改修相談まで幅広く対応する。また、建築関係団体との連携や市町村窓口設置等を行うことにより、有機的な情報ネットワークを構築し、多様な県民のニーズへの的確な対応を図るための支援を行う。

#### 【福岡県の情報提供に係る取り組みの概要】

- 各種相談窓口の設置（（一財）福岡県建築住宅センター、所管行政庁）
- 耐震診断アドバイザーの派遣、リーフレットによる紹介等
- 耐震改修に関する講習会やセミナー、イベントの開催
- 県や（一財）福岡県建築住宅センターホームページによる様々な情報提供



### (2) 継続的な情報提供活動の実施

- ◇ 福岡県では、（一財）福岡県建築住宅センターと連携し、住まいの耐震化教室の開催や住宅相談の受付、各種アドバイザー派遣、生涯あんしん住宅での展示など、住まいづくりを総合的に支援している。また、県民の要請に応じて県政をわかりやすく説明する「ふくおか県政出前講座」を実施している。
- ◇ 所有者への耐震に係る的確な情報提供に向けて、これまでの取り組みに耐震に関するメニューを追加し、県民への情報提供手段の基本的な周知と情報提供活動を継続的に実施する。
- ◇ 情報提供活動にあたっては、関係団体や民間事業者等との連携を図り、提供の各段階に応じて必要となる専門的情報を多様な手段を通じて提供する。

【住まいづくり教室イメージ】



### 3) 研修等の実施による耐震改修に資する人材確保

#### (1) 耐震診断アドバイザー等の育成

- ◇ 耐震化の目標達成に向けては、知識の普及啓発活動と併せて、耐震診断・耐震改修実践の受け皿としての専門的技術者の質的確保が課題である。
- ◇ 「福岡県耐震診断アドバイザー」の養成に向けて、建築士を対象とした講習会を更に充実し、目標達成に必要な人材の育成・確保に努める。
- ◇ 建築物の耐震化を実効性あるものにするためには、耐震診断を受診した所有者に行動を起こしてもらう必要があるため、診断後の専門的なアドバイスや改修工事等のコーディネートが行える技術者についても育成を図り、耐震化の総合的な支援を行う。

#### (2) 地域に根ざした専門的技術者の養成

- ◇ 建築市場の変化に伴い、在来工法に精通した技術者の減少や分業化の進展などがみられ、地元工務店の役割も変化している。また、耐震改修は場合によって新築より専門的スキルを要することから、耐震化を進めるための専門技術者が不足している状況にある。
- ◇ 専門的技術を有する人材を確保し、所有者の需要に的確に応えるために、関係団体や民間事業者との横断的な取り組みのもと、講習会の開催等による技術者の養成を行う。
- ◇ 所有者にとっては、安心して相談できる専門家が身近に居て気軽に相談できることが重要であり、相談の前段階での敷居の高さを取り除くことが耐震化の実効性を高めるために有効であると考えられる。そのため、地元の工務店や建築士を対象とした講習会を積極的に行い、技術者のスキルアップを図った上で、地域の住民への普及啓発、耐震診断・耐震改修の実施を担う人材を養成する。

#### (3) 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度

- ◇ 県が住宅市場を構成する関係団体に呼びかけて設立した「住宅市場活性化協議会」での検討をもとに、安心して工事を依頼できるリフォーム事業者を紹介する仕組みとして「一般社団法人 福岡県住宅リフォーム協会」が組織されている。

## 5. 耐震改修促進に向けた指導等

### 取り組み方針

- ◆ 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく適切な指導・助言等の実施
- ◆ 所管行政庁との指導に対する情報共有による全県的な統一基準による指導の実施
- ◆ 消防部局、市町村関連部局等と所管行政庁との連携による耐震改修の促進

#### 【取り組みの概要】

耐震改修促進に向けた指導等

#### 【具体的な施策】

- 1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施
- 2) 各行政庁でのネットワークづくりの推進

耐震化目標の実現に向けて、普及啓発活動と連携したフォローアップを図るとともに、県民の生命や財産の保護を前提とした適切な指導を明快な基準に基づいて実践する。

### 具体的な施策

#### 1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

##### (1) 指導等の対象建築物

- ◇ 指導・助言の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第1項に基づく特定建築物とする。
- ◇ 指示の対象となる建築物は、耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物とする。

#### 【指導・助言及び指示対象の建築物の概要】

努力義務	指導及び助言	指示	公表
特定建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等) 〔法第14条、法第15条第1項〕	特定建築物 (階数3以上かつ2,000㎡以上等) 〔法第15条第2項〕	特定建築物 (階数3以上かつ2,000㎡以上等) 〔法第15条第2項〕	指示を受けた所有者が正当な理由がなくその指示に従わなかった特定建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件		指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	
	階数	面積(㎡)	面積(㎡)	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	2 3	1,000 1,000	1,500
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1,000	2,000
ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	1,000	2,000
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館		2,000		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所		2	1,000	2,000
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2	500	750
幼稚園、保育所		3	1,000	2,000
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀王 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は造船若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公共上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物		500
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)		左に同じ

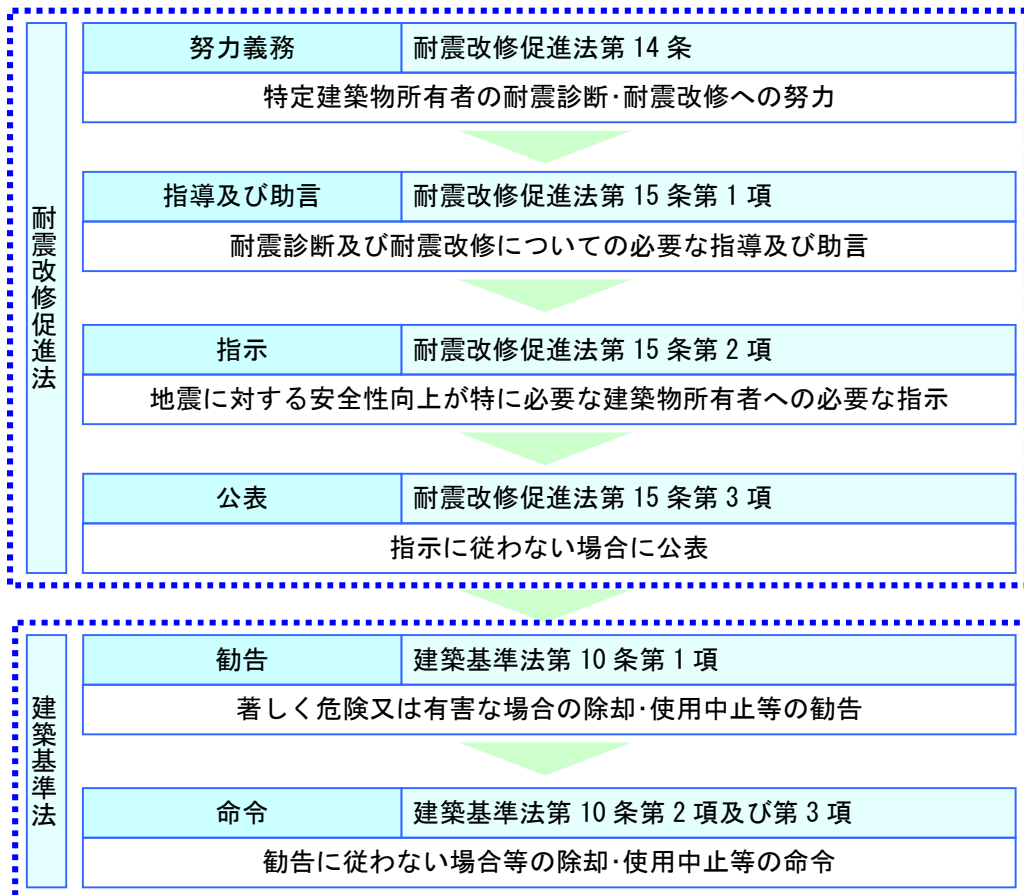


(2) 指導方法の考え方

- ◇ 指導及び助言は、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し（啓發文書等の送付を含む。）、その実施に関し、相談に対応する方法で実施する。また、個人を対象とするだけでなく、特に耐震診断等の必要な地域住民に対して、パンフレット等を用いて行う説明会等の方法で行うこともできる。
- ◇ 指示は、指導及び助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない等の場合には、具体的に実施すべき事項等を明示した指示書等を交付する方法で行う。
- ◇ 公表は、正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わない時に行う。なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合にあっても、耐震診断や耐震改修の実実施計画を策定し、計画的な診断、改修が確実に実施される見込みがある場合等においては、その計画等を勘案し、「公表」の実施の可否について判断する。
- ◇ 公表の方法については、耐震改修促進法に基づく公表であること、県民に広く周知できること、対策に結びつくこと等を考慮する必要がある、ホームページへの掲載、県民が閲覧できるよう県土整備事務所、市町村庁舎等での閲覧窓口の開設等を実施する。
- ◇ 勧告・命令については、建築基準法第10条の規定に基づいて、相当の猶予期限を設けて実施する。

【法に基づく指導等のフロー】

指導・助言	耐震診断・改修を促進するため	必要性の説明・相談対応・住民への説明等
指示	協力が得られない場合	指導・助言事項の実施促進、指示書等の交付
公表	正当な理由無く従わない場合	建築物・所有者の公表



## 2) 各行政庁でのネットワークづくりの推進

### (1) 所管行政庁との連携

- ◇ 指導においては、建築物所有者にその趣旨、内容をよく理解してもらえるよう、県内で統一した考え方で対応するため、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び実施の手順、公表のあり方の検討、並びに、建築基準法に基づく勧告、命令の実施について、所管行政庁と連携して行う。
- ◇ また、県内各市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を整備し、関係主体の協働による耐震診断及び耐震改修を促進する。

### (2) 定期的に耐震化を促進する活動の実施

- ◇ 福岡県では、所管行政庁と連携し、管轄区域内の市町村及び消防部局の協力を得て、防災査察や違反建築物パトロール等を定期的の実施し、立ち入りによる防火・避難関連設備の改善指導と併せて、耐震化に向けた指導・助言並びに注意喚起を行う。
- ◇ 防災査察については、建築物防災週間や防災キャンペーン等のイベント開催と並行して実施する。

### (3) 耐震改修計画の認定

- ◇ 耐震化の促進を図るために、耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定について、建築確認や建築基準法の特例等が享受できるメリットの周知を図る。
- ◇ 計画の認定については、耐震改修促進法第17条第3項において認定対象が拡大されたことを受け、福岡県建築物耐震評価委員会と連携し、適正かつ円滑な認定を実施する。

### (4) 耐震評価委員会による評価

- ◇ 耐震改修促進法に基づいて、福岡県内の建築物に対して実施される耐震診断及び耐震改修等の評価を適切に行う第三者機関として「福岡県建築物耐震評価委員会」が設置されており、本委員会において前述の耐震改修計画の認定に係る事務処理を円滑に進めていく。

【福岡県建築物耐震評価委員会の概要】

項目	概要														
設置主体	(一財) 福岡県建築住宅センター (公財) 福岡県建設技術情報センター														
構成	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>○評価委員会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>○専門委員会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>○運営協議会</p> </div> </div> <p>建築物の耐震診断や補強計画に関する経験豊富な、学識経験者や構造技術者による審議機関です。開催頻度としては毎月1回が目処です。</p> <p>評価委員会で審議する内容として適当なものかどうか、より細かな審査を行う場です。評価委員会の委員以外の有識者を変え、2名の担当委員が審議を行います。</p> <p>評価委員会における技術的な基準や社会貢献のための研究事業計画などについて検討しています。</p>														
評価事項	① 耐震診断に関すること (診断の手法、診断結果等の妥当性) ② 耐震改修計画に関すること (補強の必要性、補強計画、改修方法等の妥当性) ③ その他耐震に関すること														
評価実績	○ 公共建築物関係：公営住宅、学校、県の営繕施設、その他公的施設評価 ○ 民間建築物関係：ホテル・事務所ビル等 [評価実績]														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>521</td> <td>369</td> <td>269</td> <td>77</td> <td>57</td> <td>1,293</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計	件数	521	369	269	77	57	1,293
年度	H22	H23	H24	H25	H26	合計									
件数	521	369	269	77	57	1,293									

## 6. 耐震改修促進に資するその他の施策

### 取り組み方針

- ◆ 建築物倒壊以外の総合的な地震防災対策の推進
- ◆ 市町村との連携による全県的な耐震診断・耐震改修の促進

#### 【取り組みの概要】

耐震改修促進に資するその他の施策

#### 【具体的な施策】

- 1) 建築物の総合的な安全対策の実施
- 2) 横断的な取り組みによる総合的な防災対策の推進

市町村や関係部局との連携による総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施し、地震被害から県民の生命や財産を保護することを目的として全県的な耐震化を促進する。

### 具体的な施策

#### 1) 建築物の総合的な安全対策の実施

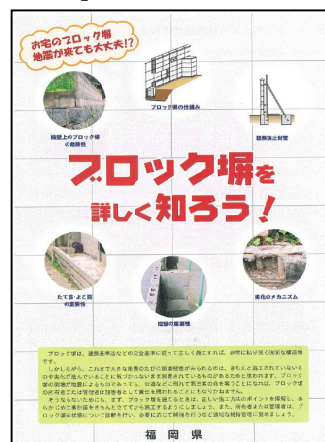
##### (1) 特定行政庁等との協力

- ◇ 建築物の総合的な安全対策に向けて、福岡県では、特定行政庁との協力のもと広告板等の各種点検調査や防災査察、建築パトロール等を実施し、建築物全般の安全対策と建築物所有者の日常の適正な維持管理に努める。
- ◇ 福岡県西方沖地震による被害を教訓として、毎年3月20日前後に、特定行政庁や関係団体等との連携により、耐震改修セミナーや耐震相談会等を開催し、建築物の安全対策に向けた主体的な活動を実施する。

##### (2) ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上

- ◇ 福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受けて、福岡県では、緊急安全点検調査や対策指導を実施するとともに、ブロック塀等安全対策推進協議会を設置し、ブロック塀安全対策基準等に関する研修会を開催してきた。また、啓発用リーフレットの配布等を行っている。
- ◇ 福岡県では、ブロック塀倒壊防止をはじめとする建築物全般の安全対策に向けて、今後も調査・点検、指導等の継続的な取り組みを実施するとともに、関係部局や関係団体、市町村と連携を図りながら啓発活動や適正な施工技術の普及、並びにブロック塀等の所有者・管理者を対象とした改善のための指導及び支援を行う。

【啓発用リーフレット】





**(3) 窓ガラス等の破損・落下防止**

- ◇ 福岡県西方沖地震では、多数の往来があるオフィスビル街での窓ガラスの破損・落下による被害が発生しており、高層ビル等における落下物対策を講じる必要があった。
- ◇ 建築物の窓ガラスの耐震対策については、宮城県沖地震以降、硬化性シーリング材の使用が禁止されるなどの対策が取られているが、それ以前の建築物については、十分な点検・調査を実施し、安全性の低い建築物については改善指導を行った。
- ◇ 外壁や屋外広告物など窓ガラス以外の破損・落下防止対策についても、点検・調査を行った。今後も引き続き改善指導を行い、高層ビル等における安全対策を実施する。

**(4) 天井等の非構造部材の安全性の向上**

- ◇ 東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られた。
- ◇ これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等改正が行われた。（平成26年4月1日施行）
- ◇ 既存建築物への対応については、定期報告制度などを活用し、今後も点検、調査並びに改善指導を行い、天井脱落防止対策を実施する。
- ◇ 福岡県西方沖地震では、マンションの扉枠等の損壊による閉じ込め等が報告されており、柱・梁・耐力壁以外の非構造部材の安全対策についても適切な改善指導を実施する。

**(5) エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上**

- ◇ 福岡県西方沖地震では、エレベーターに閉じ込められて消防隊に救出された例が20件報告されている（福岡市消防局調べ）。
- ◇ 福岡県では、エレベーター設置管理者等に対して地震発生時に速やかに最寄り階で停止し乗客の避難を誘導するための地震時管制運転装置の設置などを促すとともに、閉じ込めなどからの早期救出、早期復旧のための人員確保、復旧優先順位の検討等を保守点検会社に促し、地震発生時の利用者の安全性確保を優先させる。
- ◇ 阪神淡路大震災では、地震後に電気・ガスを主な原因とする約300件の火災により大きな被害が発生したことを受けて、建築設備のうち特に火災に繋がる電気・ガスの設備の安全性向上に向けた対策を事業者やメーカーと連携を図りながら促進する。

**(6) 特定優良賃貸住宅等の空屋の活用**

- ◇ 特定優良賃貸住宅については、法28条の規定に基づいて、住宅の所有者が耐震改修を行う際の仮住居としての活用を考慮する。

**(7) 地方住宅供給公社及び都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施**

- ◇ 福岡県においては、共同住宅の円滑な耐震診断及び耐震改修が図られるよう、法 30 条の規定に基づいて、地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修の業務の実施について検討を行う。
- ◇ 都市再生機構による耐震診断・耐震改修については、独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）及び独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施する。また、その実施にあたっては、区分所有による共同住宅等は、合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、北九州・福岡の都市圏及び都市圏人口 10 万人以上の中心都市において、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施するものとする。

**(8) 台風被害等への複合的な対策による耐震化**

- ◇ 福岡県では、地震による建築物倒壊への対策と併せて、地域特性の一つである台風被害への対応に留意する必要がある。
- ◇ 具体的には、金物による緊結や適正な耐力壁の配置によって、風圧力への抵抗と地震力への抵抗を考慮した耐力を確保し、相乗効果に期待する。
- ◇ 特に、地震時及び台風時に発生する水平力に対しては耐力壁が有効であり、建築基準法では地震力又は風圧力に対して必要な壁量のいずれか多い壁量が必要とされていることから、双方を満足する壁量を確保し、地震や台風に強い建築物へ改修することが望まれる。

## 2) 横断的な取り組みによる総合的な防災対策

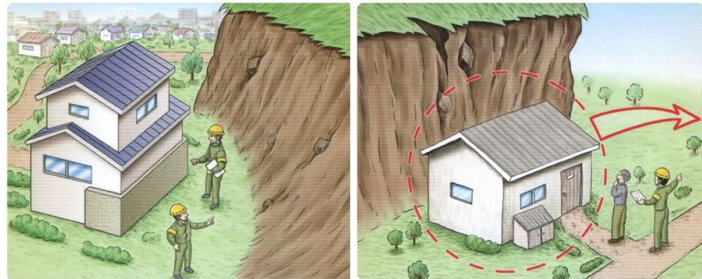
### (1) 関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策

- ◇ 福岡県西方沖地震においては、玄界島などで敷地の崩壊による被害が多数報告されており、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せた自然災害に配慮した防災対策が必要である。
- ◇ 福岡県では、土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止法に基づく対策を進めている。土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域や建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域等においては、国土交通省住宅局所管の「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用し、居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

【玄界島の被害状況】



【土砂災害特別警戒区域での対策例】



- ◇ 平成 26 年 8 月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ措置された、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の改修に対する支援制度について、市町村に対しその活用を促し斜面崩落等に対する建築物の安全性の確保に努める。

#### ○住宅・建築物安全ストック形成事業

##### ①目的：

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

##### ②事業の内容：

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

補助対象：以下の要件を満たす建築物。

- ・特別警戒区域内の建築物
- ・法施行令第 80 条の 3 について既存不適格である建築物

補助率：23%（うち国費 11.5%）

補助対象限度額：3.36 百万円/棟

### (2) 広域的な観点による地震防災対策

- ◇ 福岡県地域防災計画によると、水縄断層をはじめとする想定地震による被害が複数の市町村に及ぶとの予測がなされていることから、県では、関係する市町村との連携を図り、広域的な観点から総合的な地震防災対策を地域強靱化計画や地域防災計画との整合を図りながら進めていくものとする。

**(3) 密集市街地等における都市防災対策**

- ◇ 先の阪神淡路大震災においては、密集市街地を中心として、建築物倒壊などにより発生した火災が次々と老朽木造住宅に燃え移り市街地大火となる等大きな被害が発生したことから、建築物の耐震化と併せて、総合的な地震防災対策としての取り組みが必要である。
- ◇ 住環境の改善、防災性向上のため、市町村では老朽住宅が密集している地区において住環境整備事業（老朽住宅等の除却、改良住宅等の従前居住者向け住宅の建設、生活道路や児童遊園等の整備）、狭隘道路整備事業等促進事業（狭隘道路の拡幅整備）等を実施している。県では、今後も当該事業を実施する市町村に対し、国の交付金の活用や各種事業手法の助言を行っていく。
- ◇ また、東日本大震災の教訓を踏まえ、木造密集市街地における電気火災等による同時多発火災等の危険性が改めて指摘され、人的・物的被害の軽減対策として、これまでの市街地整備事業等の推進と合わせて、ソフト的な出火防止対策、特に感震ブレーカー等の普及も必要である。
- ◇ なお、国が平成 32 年度までにおおむね解消するとの目標を掲げている「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、福岡県内に対象地域はない。

**(4) 地震による地盤の液状化災害予防対策**

- ◇ 福岡県では、地震に関する防災アセスメント調査において各想定地震の液状化危険度の予測結果を公表しており、地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。
- ◇ 建築物の耐震化と併せ、液状化対策を考慮する必要がある、液状化に関する情報提供により普及・啓発を図る。

## 7. 市町村の取り組みの促進

## 取り組み方針

- ◆ 市町村耐震改修促進計画改定及び地震ハザードマップ作成・公表の促進
- ◆ 市町村との連携による全県的な耐震診断・耐震改修の促進

## 【取り組みの概要】

市町村の取り組みの促進

## 【具体的な施策】

1) 市町村耐震改修促進計画改定の促進

2) 市町村耐震改修促進計画改定  
ガイドラインの作成

市町村耐震改修促進計画等の改定促進並びに市町村の取り組みの支援を実施し、地震被害から県民の生命や財産を保護することを目的として全県的な耐震化を促進する。

## 具体的な施策

## 1) 市町村耐震改修促進計画改定の促進

- ◇ 国が示す基本方針の「都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項」において、「市町村耐震改修促進計画」について、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきとされている。
- ◇ 現在、県内の全市町村で計画が策定されており、県では、県計画の改定を踏まえ、必要に応じた市町村における計画改定を促進することにより、建築物の耐震化に係る施策を県計画と調整を図りながら一体的に進め、全県的な耐震化目標の達成を図ることとする。
- ◇ 市町村の計画改定において、県は広域的な連携・調整を前提とした適切な助言等を行う。

## ◆ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示 184 号)

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

## イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることを要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。



## 【県内各市町村の策定状況】

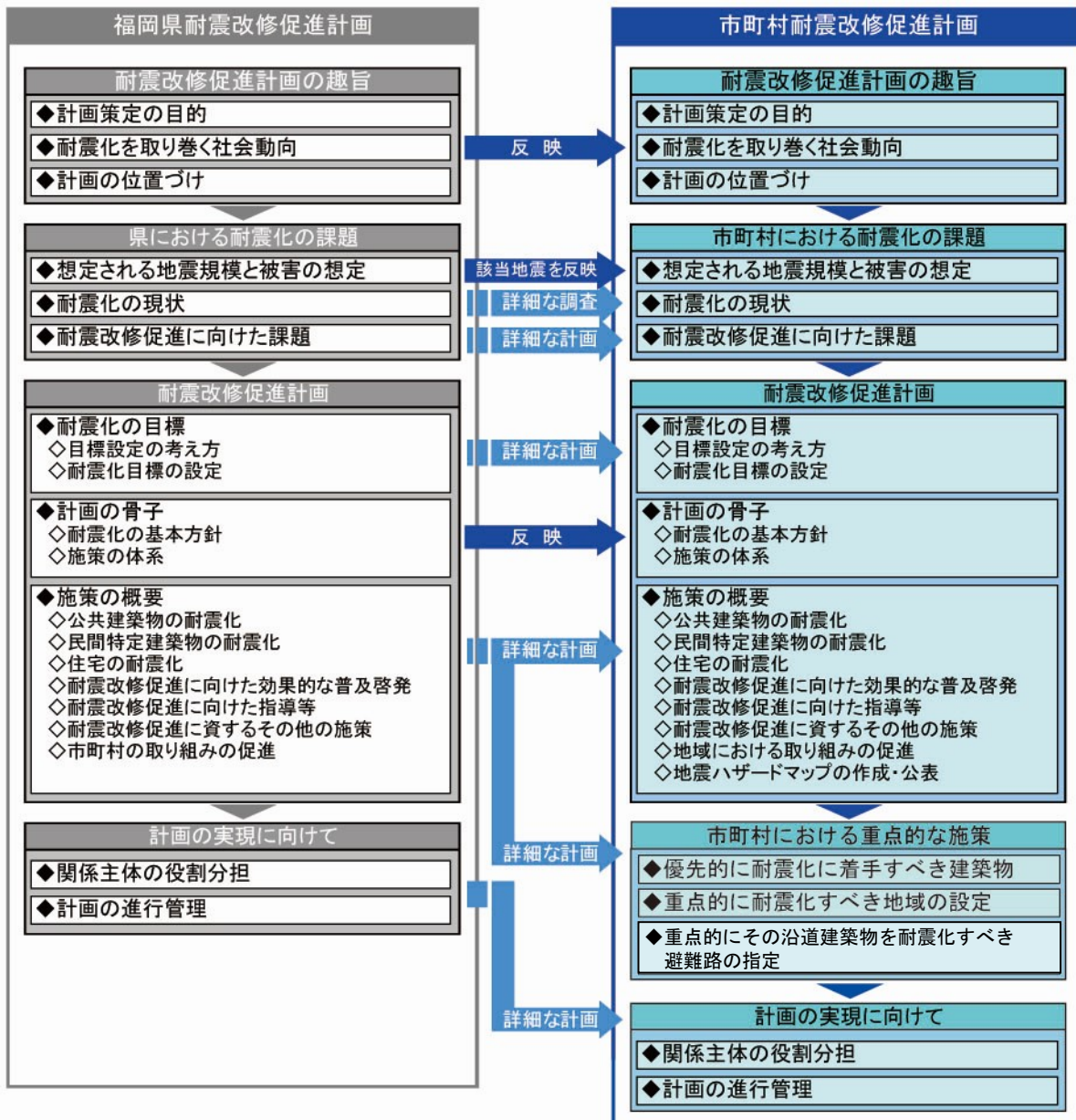
数	策定年度	市町村名
60 市町村 (100%)	H19	福岡市、筑紫野市、芦屋町、水巻町 (4 市町)
	H20	北九州市、直方市、遠賀町、前原市(現・糸島市) (4 市町)
	H21	久留米市、中間市 (2 市)
	H22	大牟田市、宗像市、福津市、うきは市、宇美町、須恵町、新宮町 (7 市町)
	H23	那珂川市 (1 市)
	H24	飯塚市、筑後市、豊前市、小郡市、大野城市、みやま市、志免町、岡垣町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、苅田町、吉富町、上毛町、築上町 (15 市町)
	H25	柳川市、八女市、大川市、行橋市、春日市、太宰府市、古賀市、宮若市、嘉麻市、篠栗町、久山町、粕屋町、小竹町、桂川町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、みやこ町 (25 市町村)
	H26	朝倉市、田川市 (2 市)

## 2) 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成

### (1) ガイドラインの作成

- ◇ 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインを別途作成し、市町村における必要に応じた計画改定に対応するため、市町村への説明会等を実施する。また、計画改定に係る国庫補助の活用や適切な指導・助言等の支援を実施する。

【市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの骨子】

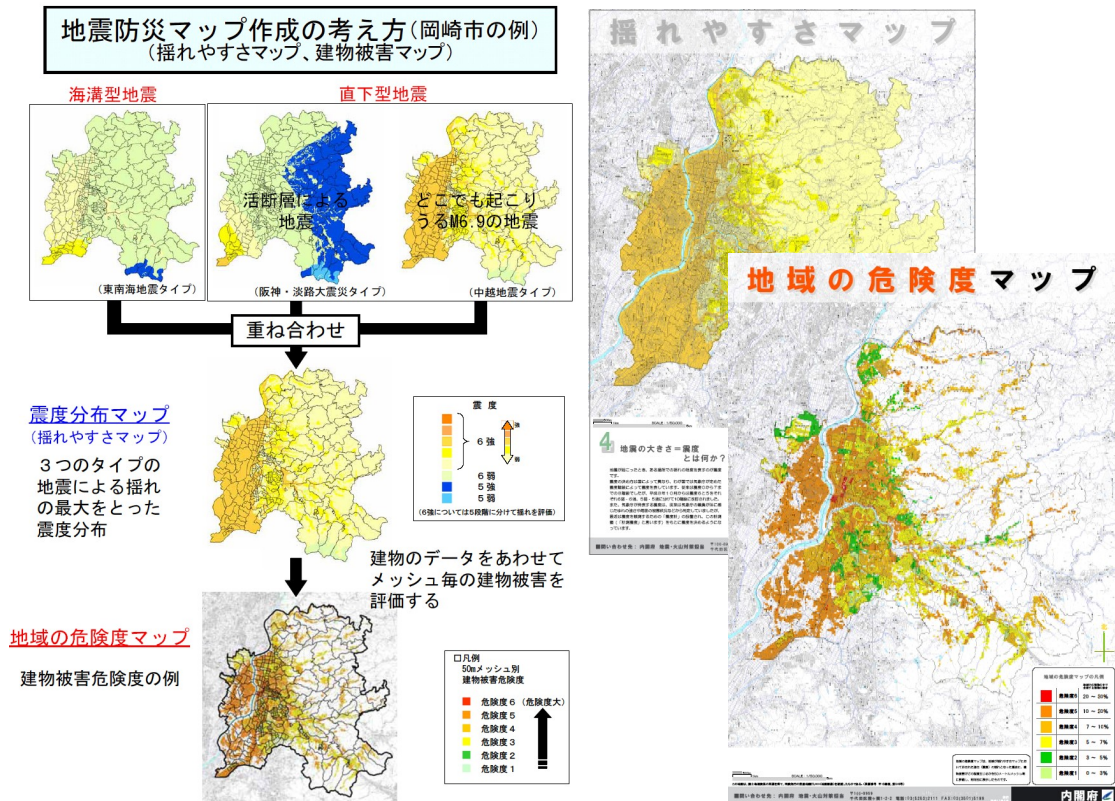




(2)地震ハザードマップの作成・公表等について

- ◇ 前述の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針五・2「市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項」においては、市町村の耐震改修促進計画の内容に「個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込む」とされており、「特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。」と記載されている。
- ◇ 福岡県においては、地域防災計画における全県レベルの地震動の想定、建物や人的被害等の想定結果を公表している。市町村においても個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップを作成し、住民の地震発生リスクに対する意識のボトムアップを図ることにより、建築物所有者の自発的な耐震化への啓発を促す。また、作成した際は、遅滞なく、インターネット等により公開することが望まれる。
- ◇ 内閣府では地震防災マップに関して、「地震防災マップ作成のすすめ」（平成17年3月）を策定し、「揺れやすさマップ」及び「地域の危険度マップ」の2種類からなる「地震防災マップ」の作成・普及、活用を促進することとしており、福岡県では、地震防災マップ作成に関して適切な指導・助言等を実施する。
- ◇ 国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、「地震ハザードステーション（J-SHIS）」が整備されており、新しいデータに基づいて毎年「全国地震動予測地図」が更新されている。
- ◇ また、福岡県では、地震に関する防災アセスメント調査において、各想定地震の液状化危険度の予測結果を公表しており、地震動と同様に断層周辺に危険度の高い地域が多く認められる。
- ◇ 福岡県では、地震防災マップ作成に際して、液状化危険度の予測結果の反映について適切な指導・助言等を実施するなど、液状化に関する情報提供に努める。

【地震防災マップの作成イメージ】



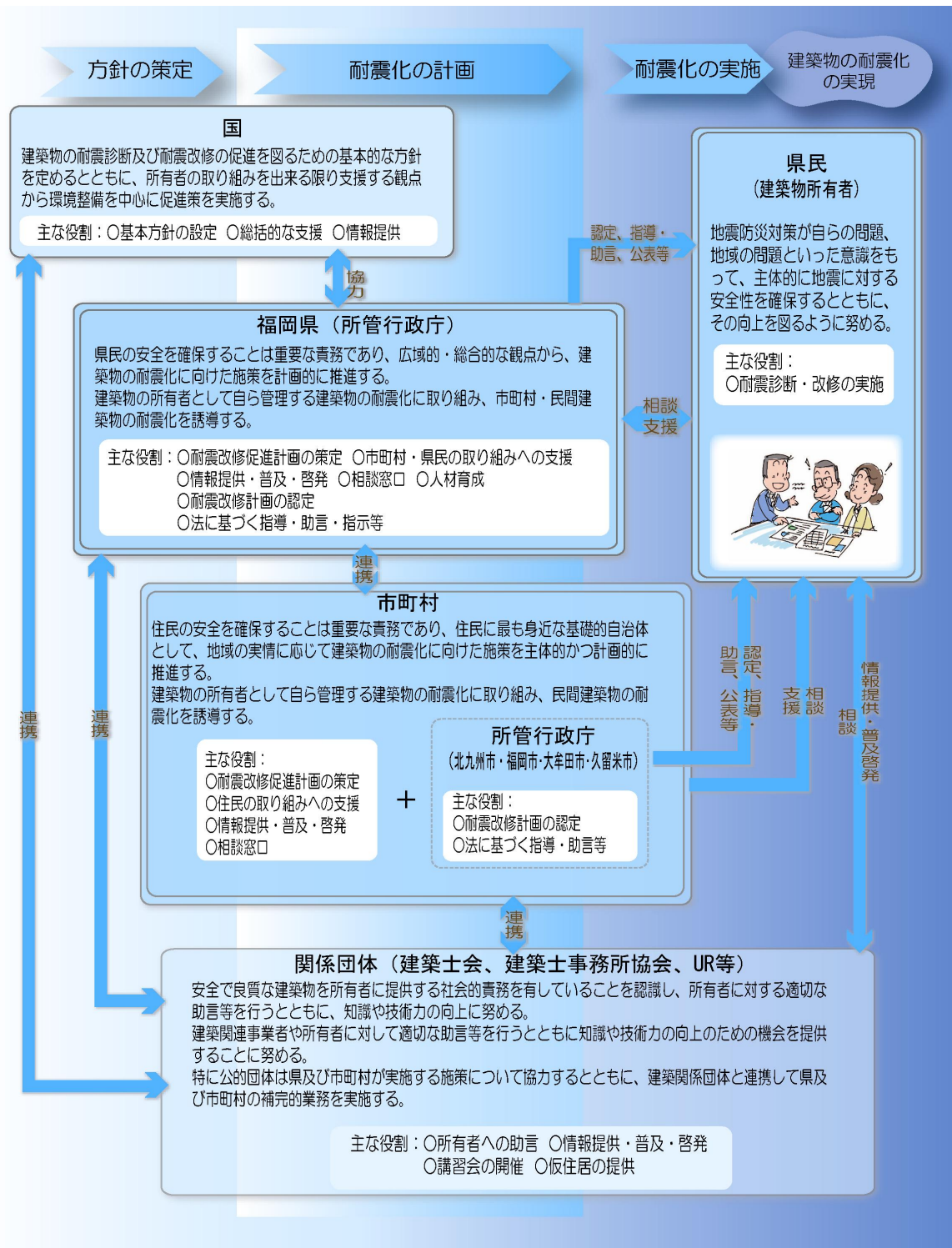


## 第4章 計画の実現に向けて

# I. 関係主体の役割分担

- ◇ 本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。
- ◇ 関係する主体の主な役割を以下のとおり設定し、県は広域調整や県有建築物の耐震化を図りながら様々な支援を行うことにより、一体的な計画の推進を図る。
- ◇ 建築物の耐震化を推進するためには、行政や県民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、県民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担イメージ】



## II. 計画の進行管理

- ◇ 耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要である。福岡県では、事業者や関係団体等との連携により住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。
- ◇ 住宅については、耐震診断アドバイザー派遣により診断を行った建築物については、定期的な追跡調査を実施する。
- ◇ 特定建築物については、建築基準法第12条による定期報告制度（3年に1度の報告義務）を活用し、改修の実績把握に努める。
- ◇ また、進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。







【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

平成 28 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
八女市役所南庁舎	八女市	庁舎	災害拠点施設、指定避難所
筑後市水田コミュニティセンター	筑後市	集会所	避難所
大川市庁舎本館	大川市	庁舎	災害拠点施設
大川市消防庁舎	大川市	庁舎	災害拠点施設
二日市コミュニティセンター	筑紫野市	集会所	避難所
福富コミュニティセンター	うきは市	集会所	指定避難所
小塩コミュニティセンター	うきは市	集会所	指定避難所
嘉麻市役所碓井庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所山田庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所稲築庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
嘉麻市役所嘉穂庁舎	嘉麻市	庁舎	災害拠点施設
篠栗町役場	篠栗町	庁舎	防災拠点施設
町民体育館	篠栗町	体育館	避難所
水巻町障害者福祉センター	水巻町	福祉施設	避難所
広川町役場庁舎	広川町	庁舎	災害拠点施設
広川町西庁舎(旧 広川町中央公民館)	広川町	庁舎	避難所
下広川小学校(屋内運動場)	広川町	体育館	避難所
添田町役場庁舎	添田町	庁舎	災害拠点施設
糸田町集会所兼町民体育館	糸田町	体育館	指定避難所
東保育所	糸田町	保育所	指定避難所
西保育所	糸田町	保育所	指定避難所
糸田町学校給食センター	糸田町	学校	生活救援
大任町公民館	大任町	公民館	避難所または代替災害拠点
福智町中央公民館	福智町	公民館	自主避難所
福智町方城体育館	福智町	体育館	指定避難所

平成 29 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
大牟田市庁舎本館	大牟田市	庁舎	災害拠点施設
大牟田市庁舎新館	大牟田市	庁舎	災害拠点施設
勝立地区公民館	大牟田市	公民館	避難所
筑後市役所本庁舎	筑後市	庁舎	災害拠点施設
延永公民館	行橋市	公民館	避難所
宇島公民館	豊前市	公民館	避難所
中央公民館	豊前市	公民館	避難所
中間市体育文化センター	中間市	体育館	指定避難所
宮若市役所庁舎本館	宮若市	庁舎	災害拠点施設
糸島市庁舎本館	糸島市	庁舎	災害拠点施設
鞍手町中央公民館	鞍手町	公民館	避難所
鞍手町町立武道館	鞍手町	体育施設	避難所
東峰村役場宝珠山庁舎	東峰村	庁舎	災害拠点施設

平成 30 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
菰田交流センター	飯塚市	公民館	避難所
飯塚東交流センター	飯塚市	公民館	避難所

平成 31 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
穂波交流センター	飯塚市	公民館	避難所
美咲隣保館	筑紫野市	隣保館	指定避難所
京町児童センター	筑紫野市	隣保館	指定避難所
岡田隣保館	筑紫野市	隣保館	指定避難所
六反公民館	筑紫野市	公民館	自主避難所

令和 2 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
柳川市民三橋体育センター	柳川市	体育館	避難所
柳川市大和 B&G 海洋センター体育館	柳川市	体育館	避難所
志免町立町民センター	志免町	公民館	避難所
新宮町福祉センター	新宮町	福祉施設	避難所

令和 5 年 4 月 1 日指定

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
柳川市民体育館	柳川市	体育館	避難所



# I. 耐震改修促進法

## 1. 耐震改修促進法

建築物の耐震改修の促進に関する法律  
(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成三〇年六月二七日法律第六十七号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項



- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者

を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合  
 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

**第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
  - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

**第七条** 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

**第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

**第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

**第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

**第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。



2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

**第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

**第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

**第十六条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

**第十七条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 建築物の位置
  - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
  - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
  - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
  - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
  - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関

係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなる  
ことがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする



る場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

**第十八条** 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

**第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

**第二十条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

**第二十一条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

**第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

**第二十三条** 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

**第二十四条** 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

**第二十五条** 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

**第二十六条** 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

**第二十七条** 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

**第二十八条** 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

**第二十九条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

**第三十条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

**第三十一条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

**第三十二条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

**第三十三条** 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

**第三十四条** センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

**第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

**第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。



(事業計画等)

**第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

**第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

**第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

**第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

**第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

**第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

**第四十三条** 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

**第四十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

**第二条** 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

**第三条** 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2** 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3** 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4** 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5** 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。



6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

**附 則**（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則**（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

**第二条** 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

**第十条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

## 2. 耐震改修促進法施行令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令  
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成三十年十一月三十日政令第三百二十三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

**第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

**第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの  
（耐震不明建築物の要件）

**第三条** 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

**第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。



一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

**第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

**第六条** 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

**第七条** 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十四年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。  
（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
  - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

**第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十条** 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十一条** 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

**第十二条** 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)



**第二条** 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
  - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
  - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
  - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
  - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
  - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
  - へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

**第三条** 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

#### 附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

#### 附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

#### 附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

**第十三条** 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条におい

て「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

**第十四条** 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第十五条** この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成十一年一月一〇日政令第三五二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。



**附 則（平成一八年一月二五日政令第八号）**

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

**附 則（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）**

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

**附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則（平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄**

（施行期日）

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

**附 則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄**

（施行期日）

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

**附 則（平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

**附 則（平成二七年一二月一六日政令第四二一号）**

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

**附 則（平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号）**

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

## II. 県内市町村の補助制度の概要

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、県内市町村において、次のような補助制度があります。詳細については、各市町村の担当課にお問い合わせ下さい。なお、要緊急安全確認大規模建築物への補助は、国の「耐震対策緊急促進事業」による補助を含めた補助率としています。

### 【耐震診断】

(令和5年4月現在)

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
北九州市	共同住宅	66.6%	種別により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・3階以上かつ延床面積1,000㎡以上の耐火又は準耐火建築物</li> <li>・限度額(分譲マンション)：200万円/棟+3万円/戸、(賃貸マンション)：150万円/棟</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築指導課 093-582-2531
	非住宅建築物	66.6%	150万円/棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築の特定既存耐震不適格建築物</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
福岡市	共同住宅	66.6%	面積により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの</li> <li>・3階建て以上かつ延べ面積が1,000㎡以上</li> </ul>	建築物安全推進課 092-711-4580
行橋市	戸建て住宅	定額	簡易診断：0.3万円 一般診断：0.6万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工したもの</li> <li>・地階を除く階数が2以下のもの</li> <li>・木造戸建て住宅 ※店舗併用住宅の場合、店舗用途に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの</li> <li>・福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用して耐震診断を行うこと</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	建築政策課 0930-25-1111
豊前市	戸建て住宅	50%	0.3万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること(昭和56年6月1日以降に増改築を行ったものを含む)</li> <li>・福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用して耐震診断を行うこと</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	都市住宅課 0979-82-8097
宗像市	戸建て住宅	33%	5万円	市の耐震改修補助対象として耐震工事を行った場合に限り診断費用も補助	建築課 0940-36-5203
うきは市	戸建て住宅	定額	0.3万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県耐震診断アドバイザー制度の個人負担金3千円を補助するもの</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であり、2階建て以下、店舗併用の場合は店舗面積が延床面積の1/2以下であること</li> </ul>	建設課 0943-75-3111

## 【補強設計】

(令和5年4月現在)

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
北九州市	共同住宅	66.6%	種別により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・限度額(分譲マンション):50万円/戸、(賃貸マンション):30万円/戸</li> <li>・限度額は改修工事と併せて適用</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築指導課 093-582-2531
	非住宅建築物	66.6%	1200万円/棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・限度額は改修工事と併せて適用</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
	要緊急安全確認大規模建築物	補助対象費用により異なる	条件により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・その他要件有り</li> <li>・市の補助限度額:600万円/棟</li> </ul>	
大野城市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補強設計のみ実施する場合には補助制度の対象外。但し、耐震補強工事を実施する場合は、耐震改修工事費として計上できるため、補助制度の対象内。</li> </ul>	都市計画課 092-580-1868
うきは市	戸建て住宅	50.0%	80万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修工事に含まれる場合。</li> <li>左記の割合、金額は工事費を含む。</li> </ul>	建設課 0943-75-3111
糸島市	戸建て住宅	40.0%	100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事を実施した場合に限る。</li> <li>※そのほかの要件は『耐震改修』の欄を参照のこと。</li> </ul>	都市計画課 092-332-2077

## 【耐震改修】

(令和5年4月現在)

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
北九州市	戸建て住宅	80.0%	100万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・上部構造評点1.0未満を1.0以上に引き上げるもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築指導課 093-582-2531
	共同住宅	33.3%	種別により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・限度額(分譲マンション):50万円/戸、(賃貸マンション):30万円/戸</li> <li>・限度額は補強設計と併せて適用</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
	非住宅建築物	23.0%	1,200万円/棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・限度額は補強設計と併せて適用</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
	要緊急安全確認大規模建築物	補助対象費用により異なる	条件により異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月以前建築</li> <li>・Is値0.6未満を0.6以上に引き上げるもの</li> <li>・市の限度額:不特定多数の者が利用する大規模特定建築物:5000万円、その他の大規模特定建築物:1,200万円</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
福岡市	戸建て住宅	46.0%	90万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したものの</li> <li>・2階建て以下の木造戸建住宅</li> <li>・建物全体で上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事または1階部分で上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事を行うもの</li> </ul>	建築物安全推進課 092-711-4580
	共同住宅	23.0%	40万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したものの</li> <li>・3階建て以上かつ延べ面積が1,000㎡以上</li> <li>・現行の耐震順に適合する耐震改修工事を行うもの</li> <li>・耐震改修促進法の認定等を受けたもの</li> </ul>	
	要緊急安全確認大規模建築物	44.8%	51,200円/㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要緊急安全確認大規模建築物であること</li> <li>・第三者による評価</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	
大牟田市	戸建て住宅	50.0%	40万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものの</li> <li>・耐震診断により、建物の上部構造評点が1.0未満</li> <li>・建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築住宅課 0944-41-2787

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
久留米市	戸建て住宅	23.0%	50万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年以前建築</li> <li>・2階以下の木造（併用住宅を含む）</li> <li>・耐震診断の結果、倒壊の可能性があると判断されたもの</li> <li>・耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築指導課 0942-30-9241
直方市	戸建て住宅	23.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能向上改修工事</li> <li>60万円（うち省エネ改修工事は上限15万円）</li> <li>・建替え等に伴う除却工事30万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築されている、または工事着工している（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む）</li> <li>・耐震診断で上部構造評点が1.0未満</li> <li>・現に居住者がいる（建替え等に伴う除却工事のみ）</li> <li>・市内事業者が工事を行う（建替え等に伴う除却工事のみ）</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0949-25-2050
飯塚市	戸建て住宅	25.0% (23.0%)	45万円 (30万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築し、又は工事着工した木造戸建て住宅であること</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体、または1階部分の上部構造評点が1.0以上になる工事およびこれに伴う耐震設計と、省エネ改修工事（窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更や壁・床・天井への断熱材の設置、その他これらに類する工事）を併せて行う工事</li> <li>・建て替えに伴う除却工事（補助率、限度額は括弧内の値となる）</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築課 0948-22-5514
田川市	戸建て住宅	50.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年以前建築</li> <li>・木造</li> <li>・過半が居住部分</li> <li>・自己の居住用</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築住宅課 (直通) 0947-85-7152 (代表) 0947-44-2000 内線 218,219



市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
柳川市	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前建築の木造戸建て住宅</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・改修前評点が1.0未満で改修後評点が1.0以上になること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0944-77-8544
八女市	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にある木造で建設されてある専用住宅・併用住宅(居住部分が2分の1以上)</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの</li> <li>・市内の施工業者が行う物に限る</li> <li>・耐震設計(監理)を含めての補助事業</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	定住対策課 0943-23-2577
筑後市	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理含む)が対象</li> <li>・2月末日までに完了実績報告書を提出すること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市対策課 0942-65-7029
大川市	戸建て住宅	25.0%	30万円 /戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前建築</li> <li>・2階建て以下の木造戸建て</li> <li>・在来工法、過半が住居部分</li> <li>・上部構造評点が1.0未満で建築物全体を1.0以上または、1階部分の上部構造評点を1.0以上になる耐震改修工事を行うもの</li> <li>・その他要件あり</li> <li>・補強設計費、工事監理費も補助対象</li> <li>・原則として耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うものとする、省エネ改修工事のみの場合は交付対象としない</li> </ul>	都市計画課 0944-85-5604
行橋市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に着工したもの</li> <li>・地階を除く階数が2以下のもの</li> <li>・木造戸建て住宅 ※店舗併用住宅の場合、店舗用途に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの</li> <li>・上部構造評点が1.0未満で建築物全体を1.0以上または、1階部分の上部構造評点を1.0以上になる耐震改修工事を行うもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築政策課 0930-25-1111
豊前市	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の評点が1.0以上になるよう補強する工事を行うこと。店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積の1/2未満のもの)も含む</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市住宅課 0979-82-8097

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
中間市	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築または着工したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 093-246-6155
小郡市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に合法的に建築された、階数が2以下の木造戸建て住宅</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの</li> <li>・耐震診断、耐震設計費用も含む</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0942-72-2111
筑紫野市	戸建て住宅	60.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に存在する、昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した木造戸建て住宅であること</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点を1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む）費用</li> <li>・施工業者が筑紫野市内の業者であり、筑紫野市にある住宅</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築課 092-923-1111
春日市	戸建て住宅	25.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手した市内の木造戸建て住宅</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	都市計画課 092-584-1111
大野城市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した市内の木造戸建て住宅</li> <li>・耐震診断を受けた結果、上部構造評点1.0未満</li> <li>・居住者または耐震改修後に居住する予定のものがいること</li> <li>・工事着工前に補助金申請を行うこと</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	生活安全課 092-580-1897
宗像市	戸建て住宅	66.6%	60～80万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年5月31日以前に建築確認を得て建築された木造戸建て住宅</li> <li>・耐震改修工事を行う前の総合評点が1.0未満</li> <li>・市内業者と工事請負契約をした場合は80万円を限度額とする</li> <li>・市外業者と工事請負契約をした場合は60万円を限度額とする</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築課 0940-36-5203

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
太宰府市	戸建て住宅	耐震 50.0% 省エネ 25.0%	75万円 (耐震 60万円、 省エネ 25万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に存在する、昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した木造戸建て住宅であること</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること</li> <li>・現に所有者がいること又は性能向上改修工事後、速やかに居住することが確実であること</li> <li>・建替え等に伴う対象住宅の除却工事については、申請時点で居住していること</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	都市計画課 092-921-2121
古賀市	戸建て住宅	①性能向上改修工事 (25%) ②耐震シェルター等設置工事 (23%) 建替え等に伴う除却工事 (23%)	①30万円 ②15万円 ③30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古賀市内の木造戸建住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て、建築又は工事に着工したもの</li> <li>・2階建て以下のもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満と評価されたもの</li> <li>・耐震シェルター、耐震ベッドの設置工事については、高齢者等が居住しているもの</li> <li>・除却工事については、申請の時点で補助対象者が居住しているもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市整備課 092-942-1119
福津市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<p>①市内に存する木造住宅であること。②昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築されたもの又は合法的に建築されたもの。③地階を除く階数が2以下のもの。④建築基準法及び関係法令の規定に違反していないもの。⑤市内事業者が耐震改修工事を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0940-62-5036
うきは市	戸建て住宅	50.0%	80万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であり、2階建て以下、店舗併用の場合は店舗面積が延床面積の1/2以下であること</li> <li>・うきは市内に存在する住宅であること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建設課 0943-75-3111

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
宮若市	戸建て住宅	66.6%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの</li> <li>・耐震改修工事を行う前の上部構造評点が1.0未満のもの</li> <li>・その他要件有り</li> <li>・補助金の額は耐震改修工事に要する費用の額の3分の2に相当する額と延べ床面積に1平方メートル当たり33,500円を乗じて得た額の3分の2に相当する額とを比較して少ない方の額とする</li> </ul>	建築都市課 0949-32-0955
嘉麻市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した木造戸建て住宅が対象</li> <li>・改修前の上部構造評点が1.0未満であり、かつ改修後に建物全体又は1階部分が1.0以上となる工事であること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	防災対策課 0948-42-7417
朝倉市	戸建て住宅	50.0%	40～60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前評点1.0未満で改修後評点1.0以上のものについて50%</li> <li>・市内業者と工事請負契約をした場合は60万円を限度額とする</li> <li>・市外業者と工事請負契約をした場合は40万円を限度額とする</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市整備課 0946-22-1111
みやま市	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前建築</li> <li>・第三者による評価</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0944-64-1540
糸島市	戸建て住宅	40.0%	100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市内の木造戸建て住宅に限る</li> <li>・昭和56年以前に建築又は工事着手したものであること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 092-332-2077
那珂川市	戸建て住宅	50.0%  23.0%	100万円  30万円	<p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂川市内の木造一戸建て住宅であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手されたものであること</li> <li>・地階を除く階数が2以下のものであること</li> <li>・改修前の上部構造評点が1.0未満であり、かつ改修後に建物全体又は1階部分が1.0以上となる工事であること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul> <p>【除却】上記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象住宅に現に住んでいること</li> <li>・除却後、耐震性が確保されている建物へ居住すること</li> </ul>	都市計画課 092-953-2211

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
宇美町	戸建て住宅	25.0% 23.0%	45万円 30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町内に存在すること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以降の増築を行ったものを含む。）</li> <li>・補助金対象工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>①性能向上改修工事（耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う場合に限る。）</li> <li>・耐震改修工事に要する費用の25.0%に相当する額。ただし、30万円を上限とする。</li> <li>・省エネ改修工事に要する費用の25.0%に相当する額。ただし、15万円を上限とする。</li> <li>②協議において、耐震改修工事のみを行う場合は、震改修工事に要する費用の25.0%に相当する額。ただし、30万円を上限とする。</li> <li>③建替え等に伴う除却工事：住宅の解体及び撤去に要する経費又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額。ただし、30万円を上限とする。</li> </ul> </li> <li>・補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	危機管理課 092-932-1111
篠栗町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前評点が1.0未満で改修後評点を1.0以上とするもの</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）</li> <li>・補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市整備課 092-947-1219
志免町	戸建て住宅	25.0%	30～40万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造戸建て住宅で昭和56年5月31日以前のもの</li> <li>・改修前評点が1.0未満で改修後評点が建物全体又は1階部分を1.0以上になるよう補強</li> <li>・限度額は、町内業者で施工の場合40万円（町外業者施工は30万円）</li> <li>・第三者による評価（耐震診断結果報告書が必要）</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市整備課 092-935-1099



市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
須恵町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前評点が1.0未満で改修後評点が1.0以上になるよう補強する工事</li> <li>・町内に存在すること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>・補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	総務課 092-932-1151
新宮町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在すること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>・補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	地域協働課 092-963-1734
久山町	戸建て住宅	25.0%	45万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在すること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>・補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	総務課 092-976-1111
粕屋町	戸建て住宅	20.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象住宅が粕屋町内に存在し、居住者がいること</li> <li>(2) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であること</li> <li>(3) 耐震診断結果の上部構造評点が1.0未満であり、耐震改修工事により、評点が1.0以上になること</li> <li>(4) 耐震改修工事により、建築基準法等の規定に違反しないこと</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	協働のまちづくり課 092-938-0173

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
芦屋町	戸建て住宅 (併用住宅 の場合は、店 舗等の用途 に供する部 分が1/2未満 であること)	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、耐震性能を表す評点が1.0未満であること</li> <li>耐震改修工事の中に、設計費用を含む</li> <li>町内の工事施工者であること</li> <li>町内に存在すること</li> <li>昭和56年5月31日以前に建築していること</li> <li>居住者がいること又は工事後速やかに居住することが確実であること</li> <li>その他要件あり</li> </ul>	環境住宅課 093-223-3539
水巻町	戸建て住宅	50.0%	90万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に存在すること</li> <li>昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手していること</li> <li>耐震診断の結果、耐震性能を表す評点が1.0未満であること</li> <li>その他要件あり</li> </ul>	住宅政策課 093-201-4321
岡垣町	戸建て住宅	50.0%	90万円	<p>耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造戸建て住宅に対して行う以下の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事</li> <li>地震に対する安全性が確保された居住するための住宅を建築や賃借等することに伴う除却工事</li> </ul>	都市建設課 093-282-1211 内線136・137
遠賀町	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に存在する昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅であること</li> <li>耐震診断結果による上部構造評点が1.0未満であり、耐震改修工事によって、建物全体の評点が1.0以上になること</li> <li>地階を除く階数が2以下のもの</li> <li>その他要件あり</li> </ul>	都市計画課 093-293-1317
小竹町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に存在すること</li> <li>昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること。(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>補助金の交付を過去に受けていないこと</li> <li>現に居住者がいること</li> <li>耐震改修工事により建築基準法(昭和25年法律201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと</li> <li>その他要件あり</li> </ul>	総務課 09496-2-1212

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
鞍手町	戸建て住宅	25.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鞍手町内に建つ木造戸建て住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	管財課 0949-42-2111
桂川町	戸建て住宅	25.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在するもの</li> <li>・建築確認及び完了検査済のもの</li> <li>・地階を除く階数が2以下のもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建設事業課 0948-65-3330
筑前町	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在する、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅</li> <li>・地階を除く階数が2以下かつ、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市計画課 0946-42-6642
東峰村	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造戸建て住宅は村内に存在すること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること</li> <li>・耐震改修工事により建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	総務課 0946-72-2311
大刀洗町	戸建て住宅	20.0～ 40.0%	30～60 万円	<p>昭和56年5月31日以前に建築 木造、上部構造評価点1.0未満で、評点1.0以上に補強する工事</p> <p>町外事業者が耐震改修工事を行う場合、工事に要する費用の20%、限度額30万</p> <p>町内事業者が耐震改修工事を行う場合、工事に要する費用の40%、限度額60万</p> <p>その他要件あり</p>	建設課 0942-77-6204
大木町	戸建て住宅	50.0%	90万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大木町にある木造住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建設または着工したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの</li> <li>・契約、着工済みのものは補助対象外</li> <li>・その他の要件有</li> </ul>	総務課 0944-32-1035

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
広川町	戸建て住宅	50.0%	90万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広川町にある木造戸建て住宅</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものが対象</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものが対象</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建設課 都市計画係 0943-32-1157
香春町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香春町にある木造住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したものの耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定されたもの</li> <li>・現に居住者がいる、又は耐震改修工事後速やかに居住することが確実であること</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	住宅水道課 0947-32-8403
添田町	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添田町内に存在する木造戸建て住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものの</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・耐震改修工事により建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと</li> <li>・耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であること</li> </ul>	防災管財課 0947-82-4002
糸田町	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前評点が1.0未満の木造戸建て住宅で改修後評点1.0以上の耐震改修工事を行うもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	建築課 0947-26-4020
川崎町	戸建て住宅	30.0%	45万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内にある木造一戸建住宅で、現在居住者がいること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した事が証明又は確認できる住宅</li> <li>・平屋もしくは2階建て</li> <li>・上部構造評点が建物全体で1.0以上となる耐震改修工事又は1階部分を1.0以上となる耐震改修工事を行うもの</li> </ul>	事業課 0947-72-3000 (内線 212・213)
大任町	戸建て住宅	20.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建てられたもの</li> <li>・現に居住者がいるもの</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	総務企画財政課 0947-63-3000
赤村	戸建て住宅	20.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)村内に存在すること</li> <li>(2)昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	産業建設課 0947-62-3000

市町村名	対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
福智町	戸建て住宅	25.0% 性能向上 23.0% 建替え等 に伴う除 却	45万円 性能向上 30万円 建替え等 に伴う除 却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内にある木造一戸建住宅</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	住宅課 0947-22-7768
苅田町	戸建て住宅	50.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在する木造戸建て住宅で、現に居住者がいること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強工事すること</li> <li>・原則として、省エネ改修工事を併せて行うものとする。</li> <li>・その他要件あり</li> <li>・耐震改修工事の中に、設計費用を含む</li> </ul>	都市計画課 093-434-6521
みやこ町	戸建て住宅	40.0%	60万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在する木造戸建て住宅であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの</li> <li>・現に居住者がいること</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	総務課 0930-32-2511
吉富町	戸建て住宅	20.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が町内の木造戸建て住宅であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)</li> <li>・現に居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	未来まちづくり課 0979-24-1122
上毛町	戸建て住宅	23.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に存在する木造戸建て住宅で、現に居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は着工したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強工事すること</li> <li>・その他要件あり</li> </ul>	総務課 0979-72-3111
築上町	戸建て住宅	25.0%	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工</li> <li>・その他要件有り</li> </ul>	都市政策課 0930-56-0300



## 【上記耐震改修補助に対する県の市町村への補助】

(令和5年4月現在)

対象	補助率	限度額	要件等	担当課 (課名・TEL)
要緊急安全 確認大規模 建築物	22.4%	51,200 円/㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要緊急安全確認大規模建築物であること。</li> <li>・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの</li> <li>・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること</li> <li>・建築基準法令に違反していないもの</li> <li>・市町村要綱に定める要件によるもの</li> </ul>	建築指導課 092-643-3721
木造戸建住 宅	12.5% (一部 23%)	15～ 22.5万 円 (一部 30万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの</li> <li>・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること。</li> <li>・市町村要綱に定める要件によるもの</li> </ul>	住宅計画課 092-643-3732

### Ⅲ. 福岡県建築物耐震改修促進計画改定検討委員会

#### 1. 検討委員会設置要綱

##### 「福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会」設置要綱

###### (目的)

第1条 福岡県における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために平成19年3月に策定した「福岡県耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)の改定に当たり、耐震診断及び耐震改修等に係る各分野の幅広い意見を反映し、業務の適正化を図るため、「福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

###### (組織)

- 第2条 委員会は、別表の委員をもって構成する。
- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長は委員の互選により選出する。
  - 4 副委員長は、委員長が指名する。
  - 5 委員長は、会務を総理する。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

###### (検討事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項等について検討を行うものとする。
- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - (3) 要安全確認計画記載建築物の指定に関する事項
  - (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - (5) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - (6) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

###### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認める時に開催し、委員長が議長となる。

###### (検討部会)

- 第5条 委員会を円滑に運営するため、検討部会を置く。
- 2 検討部会は、別表の部会員とする。
  - 3 検討部会には、部会長を置き、部会長は、会務を総理する。

###### (任期)

第6条 委員及び部会員の任期は、促進計画改定までとする。ただし、委員及び部会員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

###### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、福岡県建築都市部建築指導課に置く。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付則 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年3月31日をもって廃止する。

## 2. 委員等名簿

## 【委員会】

役職	区分	氏名	所属
委員長	学識経験者	崎野 健治	九州大学 名誉教授
副委員長	学識経験者	善 功企	九州大学大学院工学研究院 特任教授
委員	学識経験者	岡田 知子	西日本工業大学 教授
委員	関係団体	廣田 栄作	一般社団法人福岡県建設業協会 理事
委員	関係団体	石本 元彦	公益社団法人福岡県建築士会 会長
委員	関係団体	井上 精二	一般社団法人福岡県建築士事務所協会 会長
委員	関係団体	宮田 俊英	一般社団法人日本建築構造技術者協会九州支部 支部長
委員	関係団体	徳原 直美	特定非営利法人消費者支援機構福岡 理事
委員	行政	中尾 良教	福岡県建築都市部 次長
委員	行政	豊永 寿文	福岡県県土整備部 次長
委員	行政	藤山 泰三	福岡県総務部防災危機管理局 局長

## 【検討部会】

役職	区分	氏名	所属
部会長	学識経験者	崎野 健治	九州大学 名誉教授
委員	関係団体	柴田 成文	公益社団法人福岡県建築士会 副会長
委員	関係団体	松下 淳一	一般社団法人日本建築構造技術者協会九州支部 幹事
委員	行政	川口 磯雄	北九州市建築都市局指導部 部長
委員	行政	碓 好生	福岡市住宅都市局建築指導部 部長
委員	行政	岩永 龍治	福岡県総務部財政課 課長
委員	行政	田島 誠	福岡県総務部防災企画課 課長
委員	行政	鳥枝 浩彰	福岡県総務部消防防災指導課 課長
委員	行政	讃井 人志	福岡県建築都市部建築指導課 課長
委員	行政	岩永 和久	福岡県建築都市部住宅計画課 課長
委員	行政	石塚 康弘	福岡県建築都市部営繕設備課 課長
委員	行政	森田 欣明	福岡県県土整備部道路建設課 課長
委員	行政	義経 俊二	福岡県県土整備部道路維持課 課長
委員	行政	河野 修久	福岡県警察本部交通規制課 課長

## 3. 委員会等の経過

開催日	委員会等
平成27年 8月21日	第1回 検討部会
平成27年 8月27日	第1回 検討委員会
平成27年 10月15日	第2回 検討部会
平成27年 10月22日	第2回 検討委員会
平成28年 1月19日	第3回 検討部会
平成28年 3月29日	第3回 検討委員会

## IV. 用語解説

### か行

#### ○活断層

最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。（断層：岩体または地層が、剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと）

#### ○既存耐震不適格建築物

住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物のこと。

#### ○基本方針

耐震改修促進法の第4条に定められている建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針で、実施に関する基本的な事項、目標の設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項を定めている。

#### ○緊急輸送道路

地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑・確実に実施するために必要な道路のことで、兵庫県南部地震以降、全国の都道府県において、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を定め、該当路線の耐震対策を重点的に実施している。

#### ○国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

#### ○国土強靱化基本法

大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的として定められた法律。

### さ行

#### ○災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として定められた法律。

#### ○地震防災推進会議

住宅や建築物の耐震化促進を目的として国土交通省が会議を設置。会議では、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などが検討されている。

## ○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

## ○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。（県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する）

\*建築主事とは、自治体の行政機関のひとつで、新しく建てられる建物の敷地、構造、設備が建築基準法その他の法令に適合しているかどうかを審査するところ。

## ○新耐震基準

昭和53年の宮城沖地震の後、昭和56年6月建築基準法の改正により新耐震基準が施行された。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものである。

## た行

### ○耐震改修

耐震診断によって、不足している部分を改めること。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法がある。耐震改修を行う場合、建築基準法の特例（緩和）や建築確認手続きの特例、各種の低利融資等を受けるためには、耐震改修促進法第17条第1項に規定する「耐震改修計画の認定」の申請をして、この法律を所管する「所管行政庁」の認定を受ける必要がある。

### ○耐震改修支援センター

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人であって、国土交通大臣が指定するもの。認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供等の業務を行う。（一財）日本建築防災協会が指定済み。

### ○耐震改修促進計画

耐震改修促進法に定められた国の基本方針において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられた。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされており、特に公共建築物については、耐震診断の実施・結果公表、具体的な耐震化の目標設定、整備プログラム策定等により重点化を図り、着実な耐震性の確保を図るものとされている。また、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、計画の策定に努めるものとしている。

### ○耐震改修促進法

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年10月に制定された法律（正規には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」という。）。近年の大地震の頻発や東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下型地震の発生の切迫性などから、平成25年11月25日から「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。



### ○耐震化率

建築基準法の耐震基準を満足している建築物数の割合。耐震基準を満足している建築物は、昭和 56 年以降に建築されたもの、昭和 56 年以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたもの及び耐震改修を行ったものが計上される。

### ○耐震関係規定

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定のこと。

### ○耐震診断

建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の使用などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討すること。

### ○耐震診断アドバイザー

耐震診断について、適切なアドバイスや情報提供を行う専門家。福岡県では昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象としてアドバイザーの派遣を行っている。（建築物所有者の派遣費用負担は 3,000 円）

### ○耐震不明建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準によって新築された建築物で、地震に対する安全性が明らかでないもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築等の工事に着手し、検査済証の交付を受けた建築物は除く。

### ○地域防災計画

地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的として策定する計画。災害対策基本法第 42 条の規定及び中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、地方防災会議が地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、総合的な運営を計画化したもの。

### ○中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議。防災基本計画、地域防災計画、非常災害の際の緊急措置に関する計画等の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議や内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申などを主な役割とする。

### ○通行障害建築物

地震時の倒壊による道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のこと。

### ○特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。（県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する）

### ○特定既存耐震不適格建築物

学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上もの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物のこと。

## は行

### ○防災拠点建築物

県が定める官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物のこと。

## や行

### ○要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が定める防災拠点・特に重要な避難路沿道建築物であって耐震不明建築物であるもの。

### ○要緊急安全確認大規模建築物

一定規模以上の不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震不明建築物であるもの。





## 福岡県建築物耐震改修促進計画

発行日／平成28年4月  
編集／福岡県建築都市部建築指導課  
福岡県建築都市部建築指導課  
TEL 092-643-3721

平成28年4月発行  
福岡県建築都市部建築指導課

福岡県行政資料	
分類記号 RB	所属コード 1501202
登録年度 28	登録番号 0003